

平成8年第3回沼田町議会定例会会議録（1日目）

平成8年9月18日（水）午前10時03分開会

1 出席議員

議 長	4番 吉 尾 政 春 議員	1番 谷 口 清 治 議員
	2番 橋 場 守 議員	3番 大 沼 恒 雄 議員
	5番 吉 田 俊 一 議員	6番 吉 田 好 宏 議員
	7番 森 井 章 夫 議員	8番 横 山 峯 生 議員
	9番 野 道 夫 議員	10番 久 保 寛 議員
	11番 山 木 一 男 議員	12番 杉 本 邦 雄 議員
	13番 室 田 俊 朗 議員	14番 中 村 進 議員
	15番 山 田 英 次 議員	16番 伊 藤 初 議員

2 欠席議員

な し

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	篠 田 久 雄 君	監査委員	岩 寺 一 之 君
教育委員会	山 本 秀 雄 君	農業委員会	小 西 義 光 君
委 員 長		会 長	

4 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	西 田 篤 正 君	収 入 役	篠 田 繁 彦 君
総務課長	市 橋 忠 晴 君	財政課長	平 木 昭 良 君
産業課長	矢 野 潔 君	水道課長	清 水 勝 之 君
民生課長	半 田 昭 雄 君	振興室長	中 村 幸 雄 君
建設課長	藤 間 武 君	和風園園長	三 上 洋 一 君
旭寿園園長	松 田 剛 君	ディサービスセンター 所 長	片 桐 俊 男 君

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長	久 本 博 美 君	次 長	野 原 耕 次 君
-------	-----------	-----	-----------

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 書 記 三 浦 剛 君

8 付議案件は次のとおり

日程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		議長諸般報告
4		町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
5		一般質問
6	認定第1号	平成7年度沼田町一般会計等歳入歳出決算審査について
7	認定第2号	平成7年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算審査について
8	議案第42号	平成8年度沼田町一般会計補正予算について
9	議案第43号	平成8年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
10	議案第44号	平成8年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計計予算について
11	議案第45号	平成8年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
12	同意第1号	教育委員会委員の任命について
13	同意第2号	教育委員会委員の任命について
14	請願第4号	「季節労働者冬期援護制度の延長・改善等を求める要望意見書」の提出に関する請願について
15	意見案第9号	道路特定財源堅持・高速道路等の整備促進に関する意見書(案)について
16	意見案第10号	季節労働者冬期援護制度の延長・改善等を求める要望意見書(案)について
17	意見案第11号	「学級削減反対、30人以下学級実現を求める」意見書(案)について

(開会宣言)

○議長(吉尾政春議長) これより本日をもって招集されました、平成8年第3回沼田町議会定例会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長(吉尾政春議長) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、森井議員、12番、杉本議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長(吉尾政春議長) 日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本定例会の会期は、本日から19日までの2日間としてお配り致しました会期日程のとおりに致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から19日までの2日間に決しました。

(議長の諸般報告)

○議長(吉尾政春議長) 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査、結果報告書を提出しましたのでご覧願います。

○議長(吉尾政春議長) 日程第4、一般行政報告を議題と致します。始めに町長。

(町長登壇)

○町長(篠田久雄町長) [別冊行政報告書朗読]

○議長(吉尾政春議長) 次に、教育長。

(教育長登壇)

○教育長(久本博美教育長) [別冊行政報告書朗読]

○議長（吉尾政春議長） 以上で行政報告を終わります。ここで休憩を致します。直ちに全員協議会を開催致しますので、議員の皆さんは議員控室にお集まり下さい。尚、午後は1時より開会を致します。

10時18分

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

13時15分

○議長（吉尾政春議長） 議事日程の順序変更についてお諮り致します。この際、日程の順序を変更し、日程第6、認定第1号、平成7年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について、日程第2、認定第2号、平成7年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを、日程第4、町長の一般行政報告並びに教育長の行政報告の次に変更し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、議事日程の順序を変更して議題とすることに決しました。

日程第6、認定第1号、平成7年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は、例年通り全議員の決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 認定第1号、平成7年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成7年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成8年9月18日提出、沼田町長。

尚、別冊として意見書の他に7年度分決算書及び決算説明書をお配りしてあります。以上です。

○議長（吉尾政春議長） 次に、監査委員の決算審査報告を求めます。

（岩寺監査委員登壇）

○監査委員（岩寺一之監査委員） 中村議員と共に監査を致しました。その結果をご報告申し上げます。平成7年度沼田町歳入歳出決算意見書。下段の規定によりまして、慎重に審査致しました。

〔別紙意見書朗読〕

○議長（吉尾政春議長） 監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。ただいま議題となつています認定第1号は、議員全員による決算特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。更に、本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検

閲、検査権を付与致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査にすることに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第7、認定第2号、平成7年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（清水勝之課長） 認定第2号、平成7年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成7年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成8年9月18日提出、沼田町長。

尚、別冊の他に決算書等配付しておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 次に、監査委員の決算審査報告を求めます。

（岩寺監査委員登壇）

○監査委員（岩寺一之監査委員） 中村監査委員と共に監査を致しました。その結果をご報告申し上げます。平成7年度沼田町水道事業会計決算審査意見書。下記の条項に基づき監査を致しました。

〔別紙意見書朗読〕

○議長（吉尾政春議長） 監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。ただいま議題となっております認定第2号は、所管の建設常任委員会にその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。更に、本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は建設常任委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第5、一般質問を行います。始めに町長に対して通告順に順次発言を許します。13番、室田議員。

○13番（室田議員） 13番、室田でございます。街灯問題につきまして1点ご質問致します。農村

地区の街灯の新設の関係でございますけど、平成5年度より3年計画で町並み整備事業でそれぞれはた
るの街灯が287基、また施設の案内サインが13基新設されました。それに伴いまして、平成7年度
に全て完了致しまして、それとともに街灯の管理、負担の関係が多少町の方の負担も多くなったと聞い
ているところでございますけど、その工事の完了とともに平成8年度からは街灯の新設は一切しない
ということでございます。しかしながら、現状農村地区だけではないとは思いますが、市街を離れた
地域におきましても非常に暗い道が多くて、非常に苦慮しているところでございます。そういった中で
今後行政区、または町内会がそれぞれ街灯の新設の要請があった場合、速やかに設置して頂けるかどう
なのか、1点ご質問致します。

○議長（吉尾政春議長） 建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 今のご質問でございますが、室田議員のおっしゃるとおり昨年度一応街
灯の設置が完了をみております。この時に、振興室の方でございますけれども、各行政区長さんを通し
まして希望、或いは今後の予定といいますか、希望を取りまとめて調整をして設置をした状況にござ
います。町の負担、或いは地元の負担が伴うことでもございまして、なるべくであれば今後増やしていく
方向を、闇雲に増やすというようなことはしたくないというのが現状でございますが、実際道道等で今
街灯を設置して進んできてございます。これ等について道道等に既存にある街灯が出てくると、町が設
置した部分ですね道道側に、それ等を流用したり、或いはここは不要だという場所が出てきましたらそ
れ等も含めて希望されるところにまた検討していきたいと、今後町の形成、或いはどうしてもその状況に
応じて街灯が必要だということの場所が多分出てこようかと思えます。或いは団地が設置されたとか、
そういう部分に関しましては、今後理事者と充分協議しながら検討を加えて参りたいと思っております
ので、宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 次、12番、杉本議員、農業問題について質問して下さい。

○12番（杉本議員） 12番、杉本です。ここに書いてありますとおり北海道農業、農村地域振興条
例の制定に対しての対策でございますが、課題は大きいように思いますが、この条例につきましては
北海道は専業地帯という事でありますし府県と違うと、更に府県でも行っていない条例という事で
、この北海道のこの条例が将来、来年ですか、新農業法基本法にも影響してくると、こんな考え方から
伺いをしたいと思いますし、更にこの条例の中に審議の仮定の中に市町村等の施策との連携、協力をと
いう事で、公文が入っております。従いまして、これ等の予算措置がされていないと先の5%資金との
ような問題が起きてきては困ると、そんな意味から質問させて頂く訳ですけども、特に現況までどのよ
うな取り組みをしてきたのか伺いをしたいというふうに考えております。更に、財政上のすり合わせ
につきましても文章を羅列したといいますか、条例だけの形でなくて具体策をもって実行性のあると、

こういう事になりますと必ず財源がついてまわります。従いましてこの財源とのすり合わせ、これ等をどのような事で現在取り組んでいるかお伺いしたいというふうに考えております。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

13時29分 岩寺監査委員 退場

○町長（篠田久雄町長） 今の道の条例でありますけども、これは今現在はこの7階農政部で、特に企画を中心に議論をなされているところではありますが、まず北海道のこの取り巻く農業の環境というのは一層厳しさが増しているという事で、本道農業の生き残りをひとつ道民の総意で進めるという意味合いでこの条例を作ろうと、こういうつもりでありますけれども、この事が必ずしも道民の総意なり、或いはまた農家の人方、期待に応えるようなそんな条例になるのかどうなのか、私どもも見守っている一人でありますし、今まで途中経過で聞いた話、或いはまた今日の一部新聞の中にも載ってはございますけれども、この文化基金、これも決定ではありません、今その事務担当者が考えているところでは文化基金というのが100億あるわけでありまして、それぐらいのそれ並みの基金にしようと、そして但し現在は非常にこの金利が下がっておりますから、基金益からということではそんなに大きな事業が出来ない訳でありますけれども、この農業、農村の活性化支援策をやろうと、その中にはこの農村の食料の生産とか、環境保全とか、それとまた農村の景観の創造とか、農業、農村のこの支える人づくりの支援、そういったことに限定しようとは言っておりますけれども、この農業のいろんなこのPR事業だとか、またこのもうひとつは新規就農については150万円位の支援をしようとか、というようなこの内容が事務方で煮詰まっているわけでありまして、その事を11月の中旬にこの農業振興審議会部会というのがあるわけですが、ここに報告をしてその部会の中で更に煮詰めるという事であります。ただ、今までの状況は恐らく杉本議員さんも農業士さんだからそちらにも通知がいつて意見を求める考えが、連絡がいつているかとは思いますが、今市町村にはこの多くの庁舎に来庁された方々がどう農業に対してこの考えるか、これ等についてのこの道民の意見の募集ということがこの6月から、或いはまた現在もそうでありますけれども、意見を聞いて道としては取りまとめをしようと、幅広く意見を聞こうと、こういうふうな作業としてはある訳であります。現在は2000件ぐらいの声が寄せられているようであります。そこで、この農業振興部会の一人である、中央会の阿部会長の考え方、或いはその他の人の考え方もありますが、また私どもこの条例がただ宣言立法、いう事だけで収まったのでは何にも作っても意味がない、やはりこの政策立法でなきゃならん、そういうふうに思っております。特に、いま申し上げたことが他にもいろんな事がたくさんこうあれもこれもということで盛り込まれても、それでは本当に実行性が上がるのか、やっぱり実行性が上がるようなその具体的なことが出来るような事で、それが実はこの担保出来る内容、そういった事が望ましいというふうに阿部中央会の会長にいつております

けども、やはり私ども実行性の上がるものでなきゃならん、100億の基金益だけでそんなにあれもこれも出来ものではない、そういうふうに思っております。特に、この事はまだ話し合われておりませんけれども、いま農政部の中では今年のこの21世紀の高度生産の基盤整備づくりについては、たびたび非常に反省しているということをいっておりますから、二度と道が走ることなく財政が伴うものについては市町村と充分連携を取りながら進むというふうに絶えず申し上げておりますから、当然これは道が条例を作って市町村の負担が伴うとすれば条例の前にも市町村の意見というのが当然あるであろうし、今は市町村の財源が伴うという話は今のところは聞いておりません。以上であります。

○議長（吉尾政春議長） 12番。

○12番（杉本議員） 一再— 今までの取り組みについては分かりましたけれども、我々勿論農業者、それからJA、それから道民の意向という形のなかで、特に農業者とJAの要請というのは担い手育成、農地流動化、所得確保、負債整理と、大きく分けてこの4つの大きな課題に向かってこれをどう条例の中で入れてもらうかと、更に具体的財政措置をどうしてもらうか、こういう要請をしております。この事は農業基本法が新しく制定されますけども、そこまで結びつく課題であると、先程言いましたように北海道専業地帯の農業は生き残るか死ぬかと、こういう大きな課題の中で現在取り組んでいる訳ですけども、これ等の施策が出てきた時にはやはり町と道がしっかりと財政事情のすり合わせをしながら専業農家を助けていく、或いは育成していく、こういう形でなければいけないと思うと、そういうふうに思いますのでこれ等についての課題が出てきたときは十分な対応をして頂きたいと、こんなふうに思います。それ等についての考え方をお伺いしたいと思います。

更に、ウルグアイランド関連対策の課題でございますが、これについて特に沼田では中山間事業と、こんなことで取り組みを検討されている訳ですけども、これ等の柱になるものと更にこれ等に対する予算の裏付け、これ等がこれから大きく課題になってくると思うわけです。それで、ウルグアイランド関連予算の情報をずっと聞いていますと、今まで平成6年、7年、この2年間については6兆円規模の事業料に対する1兆円の毎年の事業料、これに対する国の補助は5千億円と、こういう事で2年間については補正予算4千億余りを付けて何とか達成してきたと、情報によりますと今年の本予算は921億円、5分の1ですね、補正予算については緊縮財政の中で財政再建の元年という形で補正については非常に厳しい状況だと、満度達成は難しいと、こんなふうに情報が流れています。従いまして、これ等の満度補正が付かないということになりますと、継続事業の額の削減、或いは新規採用の採択の事業が延びる、或いは事業年度が10年に及ぶと、こういう形になる可能性もあります。従いまして、現在沼田でいろんな事業を検討されている中で、これ等の対応と併せてお聞きしたいというふうに考えております。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 先の道の条例につきましては、私どももそのような考え方で望みたいと思っておりますし、これに町村の財源が伴わないであろう、そういうふうに思っております。伴うときは相談もある訳でありますから、十分その時はまたご相談申し上げていきたいと。

それから、ウルグアイランド対策の関係につきましては、私どもも当初から6兆100億円のうち半分が公共事業にまわる、その事自体に非常に眉唾といいますが、これは一体誰が一番利益になるのだろうか、土木建築業者の、土木屋さんの利益になるのであって、農家の、農業、農村の為になるのか、いう非常に疑問をもっておりました。今回道として、先にご質問ございましたように21世紀の高度基盤整備、これが道として先取りした形で打ち出してしまった訳であります、この問題についても自治省から市町村に支援するだけでなく、これを農水省としてウルグアイランド対策のなかに取り組むべき行動を起こすべきだと、こういうふうに私ども申し上げておりました。ですから、これから今年から特にこれをランド対策の北海道として、やっぱり取り上げてもらうべきでないかということ動いているようであります。それで本町のこの取り組みについては、町も結構な負担になりますけども51億余りのこの事業がそれぞれ基盤がございましてなされるだろうと、ただ今道が言っているのは5年間ですから、5年間の中にこの事業というのは物理的に出来ない訳です、北海道全体にとって。これを我々市町村としては、こういう政策を打ち出した以上はやっぱりこの年限が延びても、延ばしてでも、これを希望を得たものは取り上げていくべきだ、取り組むべきだと、今こういうふうに申し上げている時でありますので、今しばらくお待ち頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 12番。

○12番（杉本議員） 一再々 補正予算が減額、或いは付かないという課題についてこれ等については先程質問したとおり、これからの沼田の中山間事業、或いは土地基盤強化のこれ等の事業について大きく遅れてくる可能性がある訳ですけれども、これ等について町、或いは町村会、こういう事で運動という事は、取り組みはしないということになりますか。

○議長（吉尾政春議長） 町長

○町長（篠田久雄町長） いや、町村会で補正予算を付けれという要望もしようと思っておりますが、やはり本予算の中できちっと付けるべきだと、これは中山間事業の場合についても本町の場合は指定を受けておりますから、補正予算でなくて本予算の中でこれは取り組まれていくものと、そのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 次7番、森井議員、食中毒問題について質問して下さい。

○7番（森井議員） 7番、森井です。食中毒問題について2、3ご質問したいと思います。病原性大

腸菌O-157については新聞、テレビ等々報道で皆さんご承知のことと思いますが、本町においても食品を提供する各種施設が多々ございます。その中で、学校給食については大きく報道された経緯もございますが、そういった関連施設、所謂老人施設、あと保育園、季節保育園等々ございます。それ等について余り報道ではされていないようですけども、実際こういうサルモネラ菌ですとか、O-157とかというものは食品関係に必ずついてまわることかなと思いますので、どのような食中毒対策にどう处置したのか、また今後どのような指導をされていくのかお聞きしたいと思います。それと、当然食品、食材等扱っている業者も多数あると思いますけども、どちらかといえば衛生管理面についてはこれは手を洗うとか、何とかというさっきの教育長の方針の中にも出てました。これはもう当然のことだと思います。学校給食については食品の保存期間、例えば冷凍庫で1週間だったら1週間分のその提供した食材を冷凍保存しなさいとか何とかという指標が出ていていると聞いておりますけれども、そういった老人施設ですとか保育園だとか季節保育園についてはどのようなことになっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。それと非常になまもの、例えば熱を加えないですぐ出せるような食品類もかなり扱われていると思います。それ等の食品の安全性のチェック、それは一体どのようなになっているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 私の方から全町的な取り組みをご説明させて頂きまして、もしそれで足りない部分がありましたら各施設の園長も来ますので補足の説明もあろうかと思いますけれども、今議員さんのご質問のとおり病原性大腸菌、今年本当に全国的に異常発生をしております、教育長の行政報告にもございましたけれども、何か全国で9000名ぐらいの発生をしたということで、死亡者も数名出ていると、これ大腸菌取り分け乳幼児とか子供に、それから高齢者の方が感染すると死亡までいたるというようなこういうケースが発生しているわけございまして、成人の方は抵抗力があるようで感染しても死亡までいってないような経過がございますけども、そういった悪玉の大腸菌でございまして、当然国も各保健所を通じましてそれぞれ施設の方にもいってございますけれども、町にもそういった指導が参ってございます。その経過につきましては、防災無線を通じまして全町的につきましては食中毒予防という事で7月31日を始めと致しまして、各昼と夜の12回放送で徹底をさせて頂きましたし、また取り分け暑い時期に対しましては食中毒警報という事で、これは48時間なんですけども8月13日を始めと致しまして21日まで放送にて周知をさせて頂きましたので、皆さんもご承知の事と存じます。それから文章的には、まず道民の皆様のことということで深川保健所からのチラシでございすけれども「おかしいなと思ったら」ということで、それぞれ3項目程が書いてございます内容でございすけども、症状がなくても不安な方は保健所に相談して下さい。それから、保健所では相談の結果必要

な方の検便を受け付けておりますと、下痢や腹痛があったら早めに医師の診断を受けましょう。それから、出血を伴う下痢が生じた時にはという事で、すぐにそれぞれの掛かりつけのお医者さんの診察を受け、その指示に従って下さい。それから、普段から注意することという事でございますけれども、外出から帰宅した時やトイレした時には手を石鹸でよく洗いましょうといったことで、5項目でございますか、それから2次感染を防止することにはという事で、これも数項目記入してございましたチラシを全町に配付をしてございます。また沼田町の発行の8月8日でございますけれども、同じような内容につきましてお知らせ版でそれぞれ周知をしてございます。それで施設の関係でございますけれども、こういった内容で園児であるとか、それから入園者の方々についてはそういった内容で予防をしているというふうに聞いてございます。それから調理の関係でございますけれども、当然これは入所施設もそうなんですけれども、毎月1回食中毒に関わりなく検便をしている訳でございますけれども、大腸菌がもし出た場合には取り分けO-157に該当するかどうかという事で2次検査もするようなことになってござ

いますけれども、今のところそういったこともないようでございますので2次検査までは至っていないようでございます。それから食品関係では、検査の関係なんですけれども、当然冷凍保存食も使ったり致している訳でございますけれども、これは保管場所に当然保管をしてございまして料理する時には当然加熱をして、75度以上加熱すると死滅するといわれてございますから、そういった事に注意しながら取り分け暑い時期には加熱を中心に提供しているようでございますし、また生野菜関係につきましては当然かきわけ大根等のこともございまして、なるべく調理には使わないで、使う場合にはなるべく加熱をして提供すると、そういったことに注意を払ってきているようでございますし、また検査関係につきまして何もチェックするものございせんから、当然品物については見た目でそれぞれ悪い物が判断をしながらチェックをしているようにお聞きをしてございます。これからの問題と致しましては、大腸菌につきましては暑い時だけが発生している訳ではございせんから、引き続きやっぱり中期を払っていく必要はあるという事で指導をしていかなければならないというふうに考えてございますので、ひとつ宜しくどうぞお願いしたいというふうに思います。

○議長（吉尾政春議長） 7番。

○7番（森井議員） 一再 予防対策については防災無線等々などで周知しているということなんですけれども、例えば1番問題になるのは食品、食材の関係だと思うのです。これ納入業者から信用して仕入れているわけなんですけれども、それでももうそろそろ寒くなってきたからもうそんな日はないかなと思っていまして、昨日ですかサルモネラ菌による食中毒で2カ所、大体350名から400名ぐらいが中毒にかかったというような報道もなされました。やはり食品、特に人間の口に入るものですから

、食品の検査を定期的に抜き打ちにでも保健所等に依頼して検査するとか、十二分にその発生してからではもう遅いので、発生する前にこれを食い止めて頂きたいと思います。そして、この中で1番問題になるのは季節保育園とか保育園です。その関係がわりと役所の手がなかなか行き届かないような気が致します。衛生面についてでも手を洗ったり、そういう事はやっているとは思いますが、建物の老朽化したり何かそういうところでやっているみたいなので、その辺についても2、3どうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 季節保育所につきましては施設の中で調理をしているわけではなくて、それぞれ親の弁当を持ってくるようでございますから、調理の関係については問題ないのかなと、ただ外でやっぱり砂遊びとか何か致しますから、そういった時には手洗いを逆性石鹼とかアルコールですか、そういったものを使用しながら注意を払っているという事でございます。それから保育園でも当然今いう保存食なんか使っているわけですから、やはり今後も当然開けたときにやはり今いう見た目でも物が悪くなっているかということで判断する訳ですけども、極力やはり悪いものは使わない、そして見た目で安心な物を出来ればなるべくやっぱりそのまま出さないで加熱を、処理を致しまして安全な方法で食事を提供してもらうような方向で、また今後もやっぱり指導をしていきたいという考え方してございます。

○議長（吉尾政春議長） 7番。

○7番（森井議員） 一再々 先程、学校給食では食品を提供した保存関係の問題で、それは学校給食と同じ扱いになっているのですか、その点だけ。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） ご質問の保存食については各園とも、それからほたる館とも学校給食と同じです。2週間というふうになっておりまして、今回の和風園、旭寿園はそれも保管する冷蔵庫の補正予算を計上をしております。そういう対応をさせて頂いております。それからさっきの検査体制につきましては、保育園も栄養士がおりますので和風園、旭寿園についてもこの栄養士がそれぞれ責任をもって検査をしておりますし、それからほたる館につきましては厨房長、或いはその下にいる副厨房長が責任持ってそれ等を点検、チェックする機能を働かしている者もおりますので、宜しくお願ひしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 次、同じく7番、森井議員、パークゴルフ場問題について。

○7番（森井議員） 続きましてパークゴルフ場問題について2、3お聞きしたいと思います。現在河川敷きですか、その辺で一部パークゴルフ場が出来たんですけども、なかなかまだ工事中云々という事

で他の部分がまだそんなに利用されていないみたいなんですけども、まだ9ホールしかまだ完成してないので、やっている人をみている側からみて一体どれぐらいの大きさになるんだろうと、そして今奥の方で砂利盛り上げてやっている、一見最初見たら砂利の採集でもしているのかなと思ったのですけども、何かあそこ新水公園のような計画もされているところで、あそこら辺そのものの開発計画というのですか、全体像が見えてこないというか、どうなっているのかなあと、そしてこちら側にある野球場と桜づつみの関連施設、行くにはちょっと回り道しなきゃいけないとか、駐車場がないとかという問題もあるかと思いますが、その辺も含めてあそこら辺開発計画がどのようになっているかを尋ねたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 今のご質問でございますが、現在河川の敷地では9ホールが施行されております、パークゴルフ場としては9ホール。これは石建の方で造って頂きました。当初計画、石建の河川敷地の利用という形で、振興室の方から石建さんの方に一応こういう形で利用したいという計画は上がっております。これにつきましては18ホールの計画で上がっております、これは今の現在の雨竜川の橋の近辺まで、18ホールを取るとすればコースとしては広がってなるというふうに考えてございます。その段階で石建さんと協議をしてきたところでございますけれども、深川、留萌間の高規格自動車道が沼田を通過する、今秩父別のインターまで盛んに工事が進んできてございますけれども、雨竜川架橋が沼田に入って参りまして架設が始まろうかと思えます。石建側と致しましては、高規格道路の雨竜川架橋が完了するまで、あの河川敷地を高規格道路の橋の架設置き場、或いは資材置き場として開発同士で使用するという考え方になっているようでございます。それが終わるまでは18ホールを作る計画があったとしても、今の9ホールで使用は出来ないというふうに石建さん側からは町の方に言われてございます。ですから、高規格が完了した段階で後の残りの9ホールを検討して参りたいというふうに考えてございます。全体に今新水公園という形で森井議員さんが言われてましたけども、石建さん側でも河川の中に水の少ないときは、あの河川敷地を利用される町民の方々が河川に入って遊べるような施設を、整備をしていきたいということで、今盛んに工事をやって頂いているところでございます。具体的などという絵になるのかというのはまだ、私どもまだ見せて頂いておりませんが、そういう話を聞いてございます。今のパークゴルフ場に行く道路、野球場の横から入る農道みたいなのがございますね。あるんですが、駐車場の狭いというのもまさに狭いのでございまして、ただあの道路につきましては当時下水道があつた位置に処理場が出来ました。当時桜づつみが出来る前は、まだ農地があつたんですね、奥に。それで改良区としても農道が持ってございまして、今の下水道の事業の中で農道がなくなるのが改良区としてはまだ堤防沿いに農地がありましたから、農道がなくなつては困るという形で振り替

えで今の位置に農道がついてございます。現在もそれは改良区の農道敷地になって残ってございます。現在、もう既に桜づつみが整備されました。それで、農地もほとんど堤防側にはございませんので、余り役のしない農道として残っているんですけども、この辺も改良区さんと十分協議させて頂きまして桜づつみに入る進入路として使えるのかどうか、整備出来るのかどうか、またその奥にきんぱいに入って参りましたところに三角地がございます。それ等も駐車場として出来るのかどうか、その辺これから検討加えながら、整備が出来るものであればそういう形で理事者と協議をしながら進めて参りたいと考えてございます。

○議長（吉尾政春議長） 7番。

○7番（森井議員） 一再— 資材置き場になるという事で初めて今聞いた訳なんですけども、そうするとあそこの橋が完成するまではあの下は一般の車両は当然通行出来ないという事になるんですね。そういうことで、今回そういう事が初めて分かったんですけども、やはりもう完全に半分でも出来上がっている施設を利用する方も今何人かみえてます。そういった事で、そういう方の向う通ると安全な面だとかいろんな面で多分通行止めになると思いますけども、早急にあそこに行く道路等を、今車の簡単に置けるような場所の設置、早急に検討をして頂きたいと思います。それと、向こうは石狩川開発建設部ですか、石建さんが担当してやっていると、堤防からこっちは町側で計画していると、そういった面で良く分からないんですけども、その事業によってもその青図面というのですか、計画図面というのですか、なかなかこうとんでいて良く分からないというような部分もあります。総合的に、例えばこの事業でこの場所はこれをやるんですよ、この場所は何の事業でやるんですよといった、相対的なものが計画図みたいなのがあるかもしれない、非常に町民の皆さんも分かりやすいのではないかなと思うんですけども、その辺のご検討はどうなんでしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 総体的な計画、本当の構想という事で町民の皆さんに例えば出してしまうと、かなり困難になる部分もあるんじゃないかという懸念もされます。今の桜づつみ、石建さんの河川敷地、高規格道路の関連で構想、本当の構想的なものは振興室の方にただ本当の本知恵という感じで、それを本当に鵜呑みにされますと地へ者の方々がいるわけですから、あまり問題になってもまた困るという部分もございます。それを果たして出しているのかどうかというのは、私の方では判断尽きかねるのですけれども。

○議長（吉尾政春議長） 次。ちょっとここで休憩致します。

14時01分

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

○議長（吉尾政春議長） 7番、森井議員、行政改革問題についてを質問して下さい。

○7番（森井議員） 行政改革問題について2、3ご質問致します。町長の執行方針の中にも行政改革大綱作成という事で、この春出ていたように思います。その中で、沼田町行政改革推進本部により出された沼田町行政改革大綱というのが多分今日上がっていたものが中身だと思いますけれども、次に出てくる行財政審議会委員というのと、この行政改革推進本部というのがメンバーが同じなのか同じでないのかという点、これお聞きしたいと思います。それとこの中身を見てみますと、抜本的な行政改革といったらちょっと色々問題もあるでしょうけど、何に力点をおいて行政改革をしているのかと、行政改革そのものの考え方としては現在何か問題がある組織、その他のものをこれじゃまずいからこういうふうに変えてこうとか、そういった大きなこう柱のもとに行うのが行政改革ではないかなと思いますけども、見たところ極端な目玉云々という事もないような気も致します。現在進められている振興室のスタッフ制の問題、それ等についても一切うたわれておりませんし、組織機構の見直し云々というような中で高齢化社会等に即したという文面が入って、組織機構の改革というのが完全に死んでしまっているのではないかと思います。それで、一体何に力点をおいてその行政改革を進めようとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） ここに今日報告申し上げたように、4月25日から9月4日まで助役を本部長として内部でこの行政改革大綱というのを作り上げて答申の受けたことになる訳であります。まずこれは何に力点をおいたかということでもありますけども、これは今現在の人員も含めてその事務事業の見直し、ここに記載したとおりでありますけども、これはひとつはこの職員の間で内部で検討している、次はこれから審議会委員とは別でこの役場の庁舎外の方々に、まだ委員さんをお願いして、その色々この学識経験のある方々、或いは行政に携わった方も一部入ってもらって、そこで議論してもらってこれがひとつの叩き台、それで絶えずやっぱこの無駄を省きながら住民サービスが出来るように、これが狙いであります。ですから、それが終わった段階、それでも終わりではなくて次に議会の皆さんに審議会のこの答申を受けて議会の皆さんにひとつ議論をしてもらい、それで最終的だというふうに思っておりますから、本当の最初の叩き台がこの行政改革大綱であります。

○議長（吉尾政春議長） 7番。

○7番（森井議員） 一再ー まだ叩き台という事で、内部だけの改革大綱という事では分かりますけども、これは今の橋本総理も行政改革云々、22章あるものを半分に減らすんだとかという事で選挙が近くなるとこういう話がよく出てくるという報道もなされてましたけれども、何か行政改革といった

ら人減らしみたいな感覚で捕らわれがちですけれども、適性、職員の適性配置ということで、例えば臨時職員の関係、正職員と全く同等の枠組みの中で年間雇用されて臨職として働いている人が正職との差がつくというような問題、所謂職員の定数、適正な定数配置という問題、そういった問題でも例えばそういった部署もあれば教育委員会でしたか、定数16のところに対して17配置されている、まだ条例もそのままになっているような部分もございます。そういったことで必要、どうしても必要なところはこれはいれなきゃいけないだろうし、また前の議会でも消防関係の定数の問題についても多少議論があったと聞いております。そういったこと、全体を含めて本当に必要な部署には適正な人員の配置がいるのではないかと考えます。そういった問題をどう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） これから審議委員の皆さんの議論を頂くわけでありますから、私がこうすべき、ああすべきというまた提案の段階じゃないので、ただやっぱり適正な人員の配置、これについては十分ご意見がありましたように検討して頂こう、或いはそのための資料作り、資料も出そうと、こういうふうに思っております。ご案内のとおり、こういったことで議論をして頂くことでここには具体的にじゃ最初の各種団体の見直しと書いてあるけれども、どの団体を減らすんだとか増やすんだとかということは何も書いてない訳です。こういう事を議論をして頂こう、そして最後には議会の皆さんにも十分検討してもらって決定していこうと、こういうことでありますから議会の皆さんのご意見は十分頂く機会もありますし、適正な人員の配置に務めて参りたい、こう思っております。

○議長（吉尾政春議長） 次、7番、森井議員の防災問題についてを質問して下さい。

○7番（森井議員） 7番、森井です。防災問題について2、3お聞きしたいと思います。この地域防災計画作成というのは、これは町長の執行方針の中にも出てきております。非常に面倒臭い作業量、膨大な作業量になるかと思えますけれども住民の生命、財産を守るためにはなくてはならない計画ではないかと考えております。その中で、もうあれから半年ぐらい経っております。その中でその防災計画見直し等の関係で、もうアクションプログラム等かなり出来上がっているかと思っておりますけれども、どの程度進捗しているのかお聞かせ願いたい。従来あるのは水防関係の防災計画ではなかったか、それに新たに震災等の計画が功効する中で、どのような考え方で経緯しているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 地域防災計画の作成の件でございますけれども、従来交通防災係というところで作業を進めて参りました。ご指摘のように、作業につきましては進めているわけでございますけれども、8月1日付けにおきまして担当の専任の職員を更に配置を致しまして、阪神淡路大震災の教

訓を得ながら見直し作業を進めているところでございます。今タイムスケジュールの話ございましたように、既にある程度の素案というか、そういう叩き台が出来ておりますけれども、今後各課で調整、いろんな作業ございます。それから、その後の指定地方行政機関ということで、これは災害対策基本法に基づいて札建、或いは石建、それから警察署、自衛隊、或いは各出先等の全てそれ等についてと協議を十分行いまして整合性を持っていくと、或いは関連性を持っていくというような事で現在進めていきたいということで作業を重ねております。尚、その後各行政区長等にも諮りまして、地域防災会議というものを招集、開催を致しまして、最終調整後に3月頃までに地域防災計画の策定を終えるということで現在作業を進めております。

○議長（吉尾政春議長） 7番。

○7番（森井議員） 一再 確か4月の定例だったか、町長の～～～表明の中に出てたのは、それから8月1日専任ということで、若干時期が遅いのではないかとこの感を持つのですが、例えば8月中に防災計画等の道からの指針がずれ込んで、いまだにまだ何も出てきてないと伺っております。その中に、あと近隣市町村の関係、うちが震災起きたときに隣の町村からどういう支援を頂けるのかとか、隣の町村が何かあったときにはうちの町村はどう動くのかという、そういったその後方支援というのですか、道の支援もそうですけれども、そういった関連についてはどうお考えなのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。それと膨大な見直しになると思います。それで人員が、専任1名ですか。専任1名という事で理解しているのかと思いますけれども、専任1名だったらちょっと人員的に足りないのではないのかという感を持つわけなんですけれども、その辺を含めて町長どうお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） ご質問の中で取り組みが遅いのではないかとこのお話がありましたけれども、確かに3月の議会で言っている訳ですから取り組みとしては遅いという事ですけども、内々内部で検討を重ねた結果、当初予定しておりましたシンクタンクに委託する事自体があまり意味がないという判断をするまでに若干の期間が必要だったという事を、ご理解頂きたいと思います。当初720万ぐらいの予算を計上しておりますから、今専任職員でその検討するという事になりますと、その720万については減額をするという方向で今検討しております。そういう中で、道との関連の質問ありましたけれども、これも議員さんご指摘のとおり道が非常に遅れております。従いまして、私どもが先行しても道との整合性が取れないということで、あくまでも道の進捗状況を見ながら、私どももそれを進めていきたいというふうに考えております。一番問題なのは、その先程ご質問あった新しいその震災体制に対してどうだということで、私個人的にはやっぱり一番問題になるのは沼田ダムですとか、幌新ダムの関係だろ

うと思います。この辺は先程総務課長からお話ありました、答弁致しましたように、これからそれぞれ
札建、石建との協議を重ねてあのダムの状態がどういう状態で、どういう状態だったらどういう危険性
がある、そういうようなものも資料を出して頂きまして、それに基づいて今後は自衛隊、或いは警察、
或いは関係保健所ですとか関係機関との調整をしながら大詰めのをれをしていきたい、いうふうに思っ
ております。まだ各課長のその部署のそれぞれの問題点だとか、そういうものがまだ検討の話し合う機
会をまだ持っておりませんので、今の段階ではその主幹がやっております素案を元に最終的には詰めを
しておりまして、それを元に12月か11月頃には各課の課長を集めてそれ等をまた各課で検討いた
く、そういうような段取りになっておりますのでご理解頂きたいというふうに思います。専任が1名で
足りないんじゃないかという事でございますけども、これは数がたくさんいてもそれぞれひとつの仕事
を詰めていく段階ですので、十分今の体制1名でやれるというふうに判断しております。

○議長（吉尾政春議長） 次に9番、野議員、農村花嫁問題についてを質問してください。

○9番（野議員） 9番、野です。農村花嫁問題についてご質問申し上げたいと思います。グリーンパ
ートナー協力員の委嘱後の対策ということでございますが、昨年8月10日付けで未婚農業後継者の
配偶者対策を積極的に図るために、町としては新たな農業対策としてグリーンパートナー協力員を委嘱
をしてから要項年度後における経過についてお伺いを致したい。という事は、会議、その他については
一度も恐らく聞いてないのではないかなと、委嘱状もらった人も迷っているのかな、中身的にもどうい
う内容でどうなのか、現状はどうなんだろう、というようなことも恐らく分かっていないだろうと思いま
す。そんな事で、まず第1点お伺い致したいと思いますのと、もう一つが交流する場の提供ということ
でございすけれども、全国的にやはり農村の花嫁対策というものについて行政的に取り組んでいると
ころが多いわけでございすけれども、行政がそこまで花嫁対策をどうなんだという事も、これも大変
な事でないかなというような事も私もそのように受け止めておりますけれども、青年男女がふれあ
いの場をもち、交流の機会を提供することも必要でないかなという感じと、私も体育協会と致しまして
も春の連休前に春の歩くスキー、こういったのも計画をすること、そしてまたキャンプ場も素晴らしい
キャンプ場が出来ております。キャンプの計画、それからパークゴルフの関係、こういったイベントを
計画して青年の男女の参加を募り、交流の中から話し合いを進むことが自然での形でないかなと、この
ように考えているわけでございまして、相談窓口で協力員を待つのではなく、イベントを計画して交流
する場を提供すること等について行政的に如何お考えかなという事と、もう1点ですけれども、意識の
改革、親の意識の改革という事でここに出ておりますけれども、私も正直委嘱状を頂いておりますが、
そんな中で黙っていることも大変だなという感じで、私正直言って農村地帯、雨竜町と妹背牛町へ行
って参りました。それと、もう一カ所は白滝村へ行ったら色々花嫁募集に行ったら参ったことがあるわけで

ございます。農村にだって娘さんがたくさんおられるわけでごさいます、農村に娘を嫁がせるのに一番反対するのは誰なのかという感じで、私3カ所から4カ所ぐらい見て歩いて聞いて歩きました。その時に一番反対されたのは55、6の若き奥さんはその様な事ありませんけれども、75歳ぐらいの奥さんが「農村だけには絶対やりたくない」と、こういうようなものの言い方をするのです。色々お話を聞くと、やはり75歳時代のお嫁さん、当時今農村へ嫁いだお母さん方は当時のやっぱり姑さんというのはやっぱり昔流儀でかなり厳しかったのかと、こんな事で私反省をしながら、更にまたいろんな話をしてきたところでございますが、現在のとにかく娘は農家にやりたくないけども息子には何とか嫁が欲しいというのは現状でございます。そんなところで現在の農業は機械化がされて、昔は朝の露を踏み、また夕方を仰ぎというような労働条件では昔とは違うわけでごさいます、暗いイメージを払拭し、日曜日は休日にするといったことを奨励するなどして、意識の改革を推進することについては行政的に如何お考えかという、以上3点についてお伺い致したいと思います。その中で私申し上げているのは、この去年、2、3年前に私ちょっと聞いたのですけども、農村の花嫁対策に専従の職員を何とかひとつ置いて頂きたいという、恐らく農村議員の方からそのようなご意見を出されたことを私聞いておりますけども、農村地帯のやはり真剣に取り組んで心配されているお父さん、お母さん方は是非ひとつ専従の職員さんを置いて頂きたいと、そうして5、6年やって駄目なら諦めようというような事を声高らかに私どもに申し入れが非常にある訳でごさいます、この点も併せて町長にお伺い致したいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） それぞれの団体長と農業委員さん、従来農業委員さんがこのグリーンパートナー対策の委員に委嘱をしておりました。それは農業委員さんの他にそういう方々、団体長にお願いをしたという事は非常にこの幅広く地域を越えて人と人との出会いが多いわけですから、情報もきっと入られるという事でお願いした訳ですが、確かにまだ会合はしておりませんが、そういう団体長さんは意志をきちっと判って頂ける、ご理解される方々ばかりだと、そんな甘えもあって会議はしておりませんが、団体長である野さんからそういうご質問を受けて恐縮を致しているところではありますが、それでこの色々なご提言ございましたパークゴルフだとかいろんなイベントを通じて交流、これもひとつのご提言であります夜高あんどん祭りに多くの方々に来てもらっての交流もしてみました。いろんな試みをしてきたところでありますけども、なかなか実効が上がってないというのが現状であります。何と云っても最後はやはり、今議員さんからおっしゃったのは親の意識改革という事もあります。それもそうでありましょうが、まずはやっぱり本人であると、私は行政としてこういう日本の地域ほど、他人が他人を更にそこで出来ない時は行政がなんとかやれと、こういう声というのはあまり海外では、今回も農村の後継者対策については同じでありますけども、やはりそれは自分が伴侶でありますから自分がやること

、というような事でそういういその事例というのは今回も見つからなかった、日本ほどそのところを心配しているところはないようであります。そこで海外からみたら日本は何と便利なことだろうと、自分の配偶者を他人が見つけてくれる国と今も言われているのでありますから、ここは議員さんと同じく親の意識改革も大事だけど、本人がその気持ちになれないとどうもならない。そこでご提案として専従職員をとということで、これも随分今までご提言がたくさんありました。結局私は、これは最後はそうすると行政頼みと、専従職員置いてどういう効果が上がったという事で、その当たった専従の職員というのは大変なプレッシャーを感じるわけではありますが、こういう心と心、物を売るのでなくて心ですから、やはりこれは私がそれでもやりたいと、是非この仕事を私にさせて頂きたいという意欲のある方はまた相談をさせて頂きたい、また検討をさせて頂きたいとこういうふうに思っておりますので、私どもとして貴方がこの仕事をやれという事はなかなか言えない、取りあえずは情報の非常に多い団体長さんに情報を出してもらって、その中で皆が協力してこの出会いを作って、最後は本人でありますから決定権は、そういうことで私どもとしても冬の間も1度は、もっと1番大事なものはもうべきの立場の本人の意識改革ですから、それについて女性の講師を呼んで冬期間講習をしたことがあります。その研修はまだ効果が上がっておりませんけれども、そういう繰り返し、自らのその積極性を持つそういう意識を持ちながら交流、何かの交流会というものをやっぱり企画していかなきゃならん、そのように思っておりますので、今後とも新たな情報がありましたらお寄せ頂きますようお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再一 分かりましたけども、ひとつ町長この委嘱された人の会合を是非1度持つて頂く、そしてまた更に農協の関係の方もおられるかと思えますけども、そういった人方のご意見も聞きながらやはり会合を早急に開いて頂くという事と、それから今町長も言われましたイベント的なものも計画をして頂く、そして意識の改革についてはやはり農業というのは個々のお父さんが社長でございますから、祭日だろうと日曜日だろうと作ろうと思ったらなんぼでも作れるわけですから、そういうような明るいイメージをつくり出して、何とかひとつ沼田町の未婚男性にお嫁さんが来るようにひとつお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（吉尾政春議長） 次、時間外問題について。

○9番（野議員） 9番。時間外問題について。時間外勤務、超過勤務手当の事でございますが、この超勤の理由についてお伺い致したいということでございます。他町村で大体この給与に対して5、6ぐらいの率で超過勤務手当の金額が恐らく出されているかと思えます。沼田町は平成7年で4億4千なんぼかの給与と思えますけども、そいつの2千万ぐらいですか、2千万から2千2～300万の超勤手当が支出もされておりますし、恐らく予算も組んでおられるだろうと思えます。こういった時間外勤務手

当というのは、ある程度予算化されるだろうと思いますし、私も土地改良区にいたときそんな事で計算しておりましたけれども、やはり超勤というのはその年度に大きな事業があつて初めてその超過勤務手当を出すということですから、適当に金額があるから超勤をさせてそいつに対して支出をしているという恰好ではないとは思いますが、往々にしてそういうような事が見受けられるように思われるという事は、課において今臨時職員さんが結構いるわけでございます。それと、先程森井議員の方から定款の職員定数が沼田町の場合には8名少ないわけでございまして、超勤手当が2千200万だとすると平均職員で割りますと7名ぐらいの職員は雇用出来るような数字になっているものですから、私はやはり平成6年だったか、には開基100年の仕事がたくさんあつて、そして2千200何十万の超勤を出している、平成7年には恐らく2千万ちょっとの超勤も出て、平成8年はどういうような事業が出てきて、これからどういうような超勤を支払われるようになっているのかという事で、色々と予算書もちょっと見させて頂いております。それともう1点は、超過勤務も本町地区の、この役場の庁舎の人がたは課長さんサイドで恐らく決裁をして超勤をお支払いされているだろうと思います。庁舎以外で申しますと農産加工場は、先程町長の方からの言っておりましたトマトジュースがたくさん出てきて、大変なパニック状態になっております。あそこの職員さんは一体、私10時頃1回行った事があります。体育館に行った帰りあそこにちょっと寄ってみた。そしたらまだ電気ついていて変だなと思って行ったらまだ掃除をしている、職員さんも一生懸命やっている。果たしてああいったところの職員さんは、普段トマトの出ない時には暇だから、遊んでいるからいいだろう、忙しい時に時間が4時間、5時間、6時間、7時間あつても超勤手当は支給すべきではないかという感じを致しておりますので、この点も併せて町長にお伺いを致したいと思います。以上です。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） ご質問の時間外の関係につきましては、野議員さんも改良区の参事さんをやっているらっしゃった関係で内容等についてはどういう内容だということはご存じだと思います。省略をさせていただきますけれども、時間外の性格上突発的に起きるものについてやっぱりそういう対応をする為の時間外ですから、私どもとしても平成8年度現在のところまで各課長の協力を得ながら適正な時間外の執行に務めてさせて頂いております。従いまして、現状の分析ではおぼろげ予算の中で収まるのかという観測でおりますけれども、また何か突発的な事項がでますと若干のまた増額が必要かというふうに思っております。それから、時間外がそれだけいつているのだからその分で雇ったらどうかという、8名の現員というふうなお話もありましたが、それぞれ現員にはなっておりますけれども、今議員さんおっしゃいましたようにそれぞれの部署で臨時職員を採用しておりますから、それを差引きしますと時間外との差というのはおぼろげなくなるだろうというふうに思っておりますし、今ざっと私計算しますとそれぞれの

場所で雇っている臨時職員が約9人ぐらいおりますので、そうしますとほぼ定数どおりの職員が配置されているのかなというふうに思います。そういう意味で、時間外が即その職員の採用に結びつくという事は将来にわたるその人件費の増大にもつながりますので、慎重に対応してかなければならないかというふうに思っております。

それから、時間外の前算化につきましては平成6年、7年それぞれ決算で出ておりますから、若干6%上回っておりますけれども当初予算では100分の6を計上致して、その枠内で処理するように、先程言いましたように努力をさせて頂いております。

それからご質問ありました農産加工場の時間外につきましては、非常に8月、9月が操業がフル操業に入ったという事と、補正予算でご覧になったらお分りかと思っておりますけれども、新しい物の加工が受注出来たという事で約3,700万ぐらいの補正をかけておりますけれども、そういう関係もありまして時間外が非常に多くなっているということは聞いております。それで工場長の方から先般相談ありまして、土曜、日曜日の1日にわたるような時間外については出来るだけ代休処理をして頂きたい、それから通常の朝、晩の時間外については緊急止むを得ない状態なので、それが時間外として正規に処理をさせて頂きますよという事でそれぞれ回答しておりますので、そういうご心配はないかというふうに思います。以上のような状況になっております。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再一 今助役の方から、議員も改良区の方の参事がやっているというような事を言われると何も言いようがちょっとなくなってくるんですけども、ひとつ時間外についてはそれぞれの課長さん、そしてまた出先の関係についても十分ひとつ検討してあげて、働いている者については、時間外についてはお支払いしてあげるんだというようなことでひとつやって頂きたいと思っております。

。以上です。

○議長（吉尾政春議長） 次、生涯学習センターについて。

○9番（野議員） 9番、野です。生涯学習センター問題について。沼田町の生涯学習総合センターの検討委員、人選についてお伺いを致したい。この検討委員の人選についてのお伺いというのは、内容的に私ども議案の中でございましたけれども14～5名だったかの委員の方のお名前が出ているわけでござい

まして、私はこの人の方のメンバーの人選の仕方が悪いということでございませぬので、この方は恐らく素晴らしい人だろうと思います。但し、この他に多くの委員を選出して検討する必要があるのではないかなという感じを致しております。ということは、私もいろんな関係でいろんな所に顔を出させて頂い

ておりますけれども、やはりこういった人選の人方は常時色々体育行政なり、公民館活動なり、社会教育なり、高齢化社会へのそういったような国際化とか演芸部門とか文化、振興、こういったところに常時出ている方が1番いろんなところに出ていっておられるものですから、これから作られる生涯学習センターの内容については恐らくいろんなご意見が出されるだろうと思いますけれども、あまり出てきていなく団体の長ぐらいで年に2、3回出てきてくれるような人がこういった人選に入った場合に、何も分からない者の集まりで検討されたのでは大変な事になるので、出来たら私は全町民が使われる小さい幼稚園から小学校、中学校、高校生、そしてまた一般高齢の方々の範囲の中の代表者ぐらい集めて、そして将来に向けてこの生涯学習センターが素晴らしいものになってもらえるようなご意見の場を作ってください

たいと、このような事で私の方からお伺いを致したわけでございまして、人選の中身については私は素晴らしい人だと思っておりますけれども、この他に10名か12～3名の方を選任して、そして検討する必要があるのではないのかなという事でお伺いを致したわけでございます。沼田町社会教育事業の関連系統図等がございまして、これは教育委員会部門でございまして、こういった中でも町民憲章に基づいて沼田町の総合振興計画の中に沼田生涯教育目標、そしてまた沼田町の生涯学習目標の中では高齢化社会の対応、それから情報化社会、国際化社会というような事でそれぞれ社会教育の振興の中でも少年、青年、成人、婦人、高齢者、芸術、文化、歴史、学習機会とか社会参加の交流の事業とか、そういったいろんな部門の中に役員がおられるものですから、こういった人がたを是非ひとつ中に入れて十分検討して頂きたい、委員定数を出来たら10名ぐらい増員をして頂きたいということの私のお伺いでございます。以上です。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） ご質問の委員の、結論的には委員さんを10名ないし12名増加なさいという事でございますけれども、人選に当たりましてはそれぞれ各課長の、担当課長なり部署の意見も十分拝聴しながら町長とも相談させて頂きながらこの人選をさせて頂いたわけですが、この検討委員会の出た結論が最終結論でないということだけはご理解頂きたいと思います。私どもはそれを受けまして、各文化団体、或いは体育団体もそうかも知れませんが、いろんな老人クラブですとかいろんな団体にまたそのまとまったものを提示致しまして、議会も勿論そうでございますが、そういう中でまたご意見を頂いて最終結論をしたいというふうに思っておりますので、各町づくり懇談会何か恐らく町長にまだ相談をしておりますけれども、今年の大きなそのテーマになるのではないかとこのように思っております。そういう意味では、いろんな機会に住民の皆さん方のご意見を聞く機会というのはこれからも十分にあるだろうというふうに感じておりますし、申し上げましたように各委員会、議会の委員会にもそれぞれ意

見を聞く機会もあろうかと思しますので、その辺でご理解を頂きたいと思ひます。現在は9名の方が選ばれておりますけども、私自身が委員として選ばれてその後何名かの委員が追加になってというふうにかかされますと、せつかくその任命した委員さんの胸中は非常に複雑なものがあろうかと思ひますので、その点だけは現状では無理かなというふうに判断をしております。最終的には町長と良く相談をさせて頂きますけども、そういうようなことで現在の9名の方に十分に審議を頂いて、その結果その結論を待つてそれぞれのご意見をまた聞く機会を持ちたい、そんなふうに思っておりますのでご理解頂きたいと思ひます。

○議長（吉尾政春議長） 次、牧場問題について。

○9番（野議員） 9番、牧場問題について。五カ山地区の共同利用模範牧場の管理、運営について2、3お伺いを致したいと思ひますが、北竜町、沼田町の共同利用牧場が完成してから20年以上経っているのかという感じを致しております。その後、最近の管理、運営の実体と将来の展望についてお尋ねを致したいと思ひます。そこで伺いたいのは、現状の牧場で飼育されている和牛はどれぐらいいるのか、それと入牧受入れ頭数は何頭ぐらいなのか。そこで沼田町で入牧の牛が何頭いるか、現在のところ何かゼロと言っております。他町村から来ている牛が70頭かなんかいる、それについては妹背牛と滝川と北竜町からその放牧の、入牧をされているというようなことも聞いたのですけれども、大変な牧場運営管理というのは、当初20年前はかなりいい形で経営もされてきたと思うのですけども、その後かなり牛の飼育、酪農者も少なくなって現在沼田町で15戸、16戸ぐらいの酪農家がおられるということも聞いております。そんな事で、町長も先程外国へ行ってきたお話の中で肉類が人間にとってコレステロールが溜まって、肉の消費が非常に減ってきたというようなお話もされていた訳でございまして、私の隣に酪農関係のこの共同牧場の議会の組合長さんもおられますけれども、大変な苦勞されているという話もお聞きしております。それともう1点は、中身が色々分かっているだけに牧場の職員さんが相当な面積にソバを植えている、そして売って運営の資金にしているという事を私聞いております。そんなこともあつて、今後こういった沼田町の牛の入牧がない、そしてまた今恐らくホルスタインの牛で200頭ぐらいいるのかなと思ひますし、和牛で酪農でやっている方々で大体7〜80頭ぐらいいるのかなとその感じもしてまゐりますが、やはりこれからこういった牛を飼うことによって土壤改良にもつながってきた、その後牛が減ってきた、そしてまた酪農家も減ってきた、そしてまた沼田町と北竜町が共同でこの牧場を経営しているものですから、こういった費用の中身についてももらっている方としては非常に今後の運営に対してどのようにしていったらいいのかということのを頭を抱えているという事も聞いており

ますので、行政面から更に私はこの沼田町のいろんな酪農家のお考えのいろんな会合の中であらうかと

思いますけれども、沼田町産業振興という観点からどのような方策を今後講じていくのか、その点町長にお伺いを致したいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） この牧場でありますけれども、この公共牧場というのは当時もう30年くらい前でしょうか、出発したわけではありますが、この当時はまだ道内に大分ありましたけれども、私が町長にならしてもらった2、3年で相当消えてしまいまして、公共牧場というのが姿をなくなった、それぐらいやっぱりそれは公務員にこの牛を飼って、牧場経営させて採算がとても合うものでないと、これは最初から分かっていた話であります。ただ、当時もこの私どもも議員の時に質問した、或いはその時の考え方としてはやっぱり農家に牛を飼って頂いて、牛そのもので利益が上がらないけれども、やはりその土づくり、つながることがこれが牧場の意義があると、特に牧場で繁殖をしてその繁殖した牛を農家に飼ってもらい、結局繁殖で続けておりましたけれどもそれだけでは更に牧場として経営できないから肥育を始めた、一時この良くなったのでありますけれども、その後また海外からのこの牛肉が入ってくるようになりまして、1年1年とこの経営が困難になってきた訳であります、そこで今現在のところその7年度の決算においてもおわかりのように歳出の総額が約3,800万円、収入が1,800万、2,000万の差があると、これは両町で負担していかなきゃならん、ずっと毎年負担であります、その両町もかつては4分6だったのが今7、3で沼田町が多く、事務所があるという事で負担している訳で、比率が高いわけでありまして、これだけは今後ともこの負担をなくなるということはないだろうと、それ程あそこの牧場について利益が払は出るとは思えない。それは、利益が出なくて2,000万が3,000万持ち出しであってもいいわけ。いいというのは仕方がないことですが、それによって多くの農家が土づくりにこの励んで頂く、牛が増えていくのならいいのだけれども、これはやっぱり肉牛も労を多くして報われなからやっぱり農家戸数が減るわけです。今、この肉牛を飼っている農家は13戸で、和牛が66頭というぐらいに減ってきているわけでありまして、非常にこの果たして当初の目的からいってどうなのか、私も疑問には思っております。しかし、この農村の景観、或いはまた今飼ってらっしゃる農家の方々を思うときにこれはうちの町だけで辞めましたとも言えない、しかしこれを更に何とか進歩させる方法はないかと思って五カ山ビジョン、あの地域全体をその牛も飼いながら観光も含めてどう取り組んでいくかということ色々専門家も含めて議論してもらった経緯があります。しかし、今すぐ観光といってもこの時世に非常に難しい問題でありますから、将来の課題として皆さんとまた相談してかなきゃならんことではないだろうかと、そのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 9番。

○9番（野議員） 一再一 分かりましたんですけれども、やはり大変な経営内容でございまして、や

はり今町長の方から農村の景観問題、そしてまた五カ山のビジョン等について今後十分ひとつ検討し、酪農家がもっと牛を飼ってみたいというような経営体系になるよう望みたいと思います。以上です。

○議長（吉尾政春議長） 休憩を致します。

14時46分

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

15時15分

○議長（吉尾政春議長） 引き続き、町長に対する一般質問を行います。2番、橋場議員、行政改革問題についてを質問して下さい。

○2番（橋場議員） 2番。行政改革大綱を頂いたんですけども、ここで1番最初に高齢化社会と地方分権社会を迎えと、何かこう高齢化社会が邪魔なような、まず最初にこう印象として取られるんです。行革というのは高齢化社会とは関係なく、如何に住民に奉仕するかと、してきちっと無駄のない行政をするかという事が行政改革の中身ではないかと思うんです。そこを関係ない高齢化社会と、という言葉は何故持ってきたかとは非常に帰納する訳です。ところで、今国の方でも行革という言葉を出しているのですが、これで国がやってきた行革というのは色々住民、国民の要求と逆の方向で進められてきているんです。今、最近のところをみると、国立病院だとか療養所という所を統廃合するとか、保健所を統廃合すると、本当は保健所をきちっと活動してたら、それとそういう事に力を入れていたらO-157のあいう大量発生はなかっただろうと、こう言われているんです。埼玉県のだこかの幼稚園か保育園でそれがあつたのにも関わらず、国はその対策にひとつも取り組んでこなかったと、こういうことが大きなこの原因、今回の被害を大きくした原因だといわれている訳です。それから今回議会に出されるのですが、子供が少なくなったからということでまず最初に出てくるのは学校の統廃合。今の親や子供たちからの要求とすれば、こういう時期だからこそ1学級30人にして本当に行き届いた教育して欲しいと、こういう要求なのです。この要求に逆行した行政改革がやられている。私は、沼田町の行政改革を考える時に、こういう国のやってきている行政改革に対してどんな立場で望むのかと、対処するのかということがこれから沼田町のこの行革の大綱を作っていく上で非常に重要な意義を持つのではないのか

など、こういうふう思うんです。そこで、この各種団体の補助金の見直しだとか、委託可能業務の見直しと、こういういろんな事が出てきますけども、その言葉だけでは非常にいいんですけども、要するに今国進めているようなこういう国民要求を切り捨てるようなこういう行革をするのかどうかという

立場によって、この言葉が住人の立場からいうとうらはらに出てきたり色々するわけなんです。そういう事で、町長に対してこの行革を進める上で、例えば生涯学習総合センター検討委員会が出来ました。そこでやりますと、先に建設ありきで議論するのか、それとも今の沼田町の財政や今後のいろんな事を勘案して、やはりこれはもうちょっと待つべきであるという立場でも入れて検討しなければならないです。そういう事をきちんとするために、やはり姿勢として住民こそ主人公だという立場でそれを根本においてやるんですという立場なのかどうか、この点を聞いておきます。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 最初の国の行革に対する考え方からでありますけども、私は文章の中に高齢化社会とあるということについては、高齢化社会はやっぱり私は困ると思うんです。それは橋場さんの考えと同じな訳。何故高齢化社会になったかというと、若い人がいなくなるから高齢化社会になるわけでしょう。長生きするのが駄目だと言っているのではないよ、長生きは結構。若い人の数が少ないから高齢化、ですからそこで社会のその情勢が変化しているわけだから、それに対応するやっぱり行政というものをやっていかなきゃいけません。で、少子化、高齢化に対して少子化対策、このバランスが取れていけば高齢化社会とはいわない訳ですから、その辺誤解のないようにして頂きたいと思うのです。それと、丁度ご質問の中に国のその学校統廃合の関係も出ましたが、これは今年が私もずっと話をしている事は、やはり35人体制のことは要求致しておりますし、道もじゃ国全体のことでありますから、文部省のことで、道も企画課についても文部省背中に背負って言ってもらったら困ると、北海道は北海道として考えようという発想にならないのかということで、随分私も強く申し上げてきました。それで今年は2間口で80人だけでも、それを切ってもやはりこれは残してこうという、或いは41人、場合によっては現状維持でいこうという考えのようでありますから、これはお道の考え方ではありますが、私も国に対しては、学校の関係については、やはりその統廃合すべきじゃないということを申し上げております。ただ、小学校について町それぞれの自治体の中で学校統合しても交通機関をきちっと守れるように、ある一定の数がないとその部活も出来ない、いうことであっても困る、いう私は考え方、何でも統廃合反対でなくて、きちっと教育効果の上がる時はどうすればいいのかという教育効果の原点に立って、それは議論しなければいけません問題だろうと、私はそのように思っております。それで、今回も高齢化ということについては、結局その部分に職員の配置もしてかなければならない、特にこれからは施設については一応2つの施設、ディサービスといったこともありますけども、このこれからやはり住宅、在宅における介護、これの対応というのを取り組んでいかなきゃならないのがこれからの生き方だろうと、どこかでじゃどう節約をしながらそこに重点的に配置するか、どうしてもやっぱりそこに人は配置をせざる

を得ない、いうことでありますから行革と高齢化というのは関係があるということでご理解を賜りたいと思っております。

それから生涯学習センターの話も出ましたが、私はやはり建設ありきではなくて何故必要なのか、こういうこととやるために必要だから止む得なく建設もするということであって、そのことを十分従来のその振興計画に盛り込んだからこれを作る、いうのでなくて、やはり何で振興計画に入れたか、そして何のために必要なのかということを十分議論してもらって、私は建てる〜建てる、だから十分議論してもらって、もしも基本設計がこの事でいうのは、私が執行方針、行政方針を申し上げながらこういう事を申し上げるのは不見識と言われるかも知れないけど、もしも時間が足りなくて議論をする時間が足りないのであれば基本設計が遅れても将来のかこうのないように議論をして、間違いのないものを作っていきたい、作る場合は、そういうふうに思っております。何れに致しましても、やはりこれは行革をやることが町民全体のために生きていくんだと、いう基本方針で進めて参りたいとこう思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再 高齢化社会と関係なく、私は行革というものはあるべきだと思うんです。あと、その高齢化社会に向けては福祉対策をするということであるだけあって、行革という大きな問題からいうと何か高齢化社会ということを、地方分権についていうとこれはやっぱりそういう地方分権に総合した国がきちっと金を出せというような事も含めて、この委員の人達の立場ではありませんよ、町長の立場としてそういう国に対して要求するものは要求するということでやらないと、地方にだけ地方分権はされたけれども財源がそれによって非常に負担かかるということにはならないし、やはり国に対してきちっとした要求をしなければならぬと、そういうふうに思う訳です。それと、例えば退職者等の欠員における採用、補充は必要最小限とするといって、さっきの助役の答弁ではこの残業、定数足りない分はその臨時の人を雇って大体間に合うようになっていると、こういう答弁ですけども、これはやはり完全にこの同じ労働させながら、まっ臨時ですからそんなに責任持たないといわれればそれは仕方ないのですが、同一労働、同一賃金が原則なんです。そうすると、こういうものに反した方向で行革が進められるということになったら、やはりこれは問題があると思うのです。そういう点もやはり勘案して、私の言いたいのはあくまでも町長が先程言ったように町民こそ主人公であるという立場で、その点を委員の人達にも是非含めておいて進めて欲しいと、こういうふうに考えている訳なんです、町長お考えをひとつお聞かせ下さい。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 今ちょっと臨時の職員の見解が出ましたが、私はこう思っているのです。

。やっぱり先程助役も申し上げましたけども、将来ともこれだけ必要でなくなってくる可能性もあるとすればやっぱり臨時にしておかなければいけませんし、もう一つは少し内職したいと、そういう方もいらっしゃるわけで、ある程度正職員にするには歳が生き過ぎている、しかし能力は非常にあると、いう人の能力を生かしていくとすれば両方とも歯車合うわけですから、その辺臨時として使わして頂くということもまた皆さんが認めて頂きたいとそのように思っておりますし、あくまでも今議員さんがおっしゃったように行革そのものというものは、その町民に不便を感じてもらうのではなくて1部は、場合によっては1時期はあるかもしれないけども、その事はやっぱり町民全体の公平さ、それとやっぱり財政基盤を将来とも安心したものに持っていくためにもそういったものを絶えず現状を見直していくと、現状を否定していく、それが私の考え方であります。

○議長（吉尾政春議長） はい、2番。

○2番（橋場議員） 次に移ります。先程の農業問題ですが、私も農村のお嫁さんを連れてこいという対策員には委嘱されている訳なのですが、何にもやってないので恥ずかしい次第ですが、私は農業にもし魅力があれば青年も残るし、それからお嫁さんも当然来るんです。ですから、今までこう町長農業問題で議論を聞いていますと、もうこれはWTOの協定はもう仕方ないんだという、決まってしまったんだという、しまったのは間違いないんですけども、これはこれ以上しょうがないんだという固定的な考え方で何か農村問題で議論しているように気がするんです。あの農産物の輸入を無制限にさせておいたら、これはもう日本の農業成り立っていかないんです。大体、もしここで日本にこの農産物を輸入して儲かるなと思えば大企業は東南アジアでもって農作物を作って、幾らでも安い生産物を輸入して儲けるといことが出来るわけですから、やはり日本の国内の食料は日本で賄うんだという基本原則を国に要求していく必要があるのではないかと思います。そうでなければ、沼田の場合はいってみれば都会から離れていますし、生鮮野菜作ってもそう影響ないのか知れませんが、日本農業全体から見ると本当になに作ってもやれないという状況にきているんです。そういうことから、まず一つは沼田町ではその輸入の急増によってそういう生鮮野菜を作っている農家の人達のこの影響はないのかという事をひとつ聞

きたいのと、やはり日本農業を守っていく為には緊急輸入制限措置ガードセールというのですか、これを今牛肉と豚肉が何か2つぐらい言われて国がやったの、これ以上は輸入させませんと止めたのが2つぐらいあるらしいんです。やっぱりこれを国民が要求して、やっとな腰をあげるわけなんです。そういうことですから、我々はもっともっと日本農業を守るために緊急輸入制限措置を国がきちっとやりなさいと、日本農業を守るという立場をやっぱり町長、町村会あたりで熱心にやってもらいたいと思うんですけども、そうでないとやはり農村にいくら嫁さん来て欲しいといったって、農家を継ごうという息子

さえないんですから、嫁さんに来るはずないんです。やっぱり僕は根本から国に対して農業情勢を変えていくということをしないと、やっぱり嫁さんもきてもらえないのでないかなと思うのですが、町長のお考えをお聞かせ頂きたい。

米バラ施設の利用についてですけど、私達のところでちょっと色々議論したんですが、議論というのはまあちょっと話し合ったんですが、昔は自分の1枚1枚の田んぼの土質だとかいろんなものを分かっていて、この田んぼにはこの品種が1番いいんじゃないかと経験的に色々な品種を作ってきたというので、今はきらら397とそれから何々といって良質米ということでほとんど統制されている、作付けが統制されているような状況になっているんです。そうするとその冷害にあったとき、その米に対して非常に不利な、不利益な天候が、気候が続いたときに沼田町全体がそのやっぱり収穫減になるんです。そういうことからいうと、やっぱりこの米バラ施設が利用するということになると、尚更その点が統制されてくるのではないかなと思うんです。ですから、ある農家が何人かで「この米を作りたい」と言った時に、きららともそのゆきひかりともそれとも関係ない別の米を作りたいと言ったときに、その米が倉庫にいっぱい入らないというときにはその利用はどういうふうになるのか、それだけちょっとお聞かせ頂きたい。

15時28分 野原次長退席

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 米バラの話から申し上げますけれども、やはりうちの町だけでなく北空知こだわり米、この北空知全体で申し合わせしている訳ですから、きららやゆきひかりが既に主流にあると、まあまあそれからゆきまるですか。それから来年になればその夢の星、上育400何号だったか優良品種になりましたけど、この夢の星がかなりこれからふえてくるだろうと。しかし、そういうような、そこ等辺のところでやっぱり品質が良くて、安全性があつてという品種が作付けされるように奨励しなければならぬし、また生産者もそういう方向になるだろうから、これはうちの町だけでなく米バラある、施設があるからでなくて北空知全域でそういう方向にあるから、あまりその事については心配がないかと思っております。何れに致しましても、せつかくの施設が出来るあれですから最大限活用して、今回も北空知の米は既に行き先がみんな決まったり、売られたりでありますけども、全体量としては50万tぐらい余分に余るわけですけど、北空知の米としては売れるようでありますから、更にその中であつてうちの町が残ることのないようなためにも米バラ施設というものを作ったわけありますから、ご理解を賜りたいと思っております。

それからこの輸入の問題、今議員さんご質問の中にもありましたけども、うちの町は確かに消費地から離れているという関係があるのか、キャベツとかスイートコーンとかその他の野菜を作っております

けども、あまりうちの町としてはこの輸入の影響が出てきてないというような報告をもらっております。ですから、これでいいんじゃないくて、やはりこれは今おっしゃったように町村会で十分、一緒に行動出来るもの、お互いに助け合いしなければならないということは、うちの町でなくても牛肉の問題とか何かについてはそれは強く要請していくことが今までもありましたし、今後もそういう行動はとるであろう、そういうふうに思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再— そういう方向で日本農業を、穀物の自給率が下がっているのは日本ぐらいなんです、先進国で。ですから、私はドイツに行って来られたときに農村の嫁さんどうなっているか見てきて欲しかったのだけれども、ヨーロッパの方ではアメリカにも抵抗していますし、農民自身が国に対してやっぱり農業でストライキやるんです。そういう戦いをやっていますから、農家に私は恐らく嫁さん来ていると思うんです。国のいいなりにならないで、やはり自分たちの力で、労働者と同じようにストライキまでやって戦いますから、そういうところには私は農村の嫁さんがいるのではないかと思います。その辺り町長見てきていただければ良かったんですけど、そういう意味で農業が魅力あるという状態にしていきたいと思うので、是非ともそれを強く要求して頂きたいのですが、米バラ施設の問題について私の聞いているのは、例えば夢の何とかというやつがたまたまそんなに作らなかったというときには、それだけ処理するのか、それとも他の米と一緒に、とにかく全部混ぜて処理するのかということを聞きたいのですが。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 私が聞いているところでは、やはりせっかくその品質が、特徴がある訳でしょう。それはもうビンも確か55ビンありますから、それはもう別に出来るというふうに聞いております。またそうでなければ、いい米、特徴のある米がそれなりの全部混ざったのでは意味がなくなってしまう、品質別、個人別は出来ないだろうけど品質別ということになる、そういうふうに聞いております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再々— 品質別というのは個人個人でくるけれどもこれは1等米だと、2等米も全部分けて、してやるということですか。

○議長（吉尾政春議長） 次、消費税問題。

○2番（橋場議員） 町長は3カ国まわってきて向こうは非常に消費税が高かったといって喜んでいましたけれども、消費税を作った時に高齢化社会に対応するということで発足したんです。ところがそれは嘘だということで、私はそういう立場からは是非5%引き上げ反対して欲しいといっている訳なん

です。例えば老人保険法、これは昭和48年に国が70歳以上の医療費無料化したんです。その前に、この48年から20年ぐらい前に岩手県の沢内村というのは60歳以上のお年寄りの医療費無料にしたんです。それから革新時代というのが出来て、東京や京都や大阪、国がやらないうちに地方自治体が医療費の無料を断行したんです。これに押されて国は48年に70歳以上の医療費を無料にしたんです。ところが、やり方が悪いものですから、と医者の方は忍術打というのが算術になってしまってちょっと奇怪になります。国は10年間でやめてしまったんです。ずっとそれ以後、昭和58年に老人保険法を制定して医療費の一部を老人負担させたわけですが、その時点から、そうなるから沢内村とかいろんな所で、九州の香焼町だとか上砂川なんかもそのまま続けて医療費無料にやってきました。沢内村で今、何出来るか、起きているかといったら、老人の人の病人がいないんです。医療費無料にして保険医療に物凄く力を入れたわけで、それで病院代が、病院が赤字なんです。それで無料化やめてくれって、やめたいという町長の提案なんです。だから非常に矛盾した状態が起きているんです。病院にかからないこと、病人がいない、本当に喜ばなきゃならないことが町の財政を負担して、非常に負担かかってしまうと、病院独立採算制でそれに金をいれなきゃならないわけですから。こういう状況が起こっているんです。ここをやっぱ国が手を入れてくれれば、金を出してくれればそんなこと起きないんです。で、じゃどうなったかといったら、58年の老人保険法制定の時には外来で1ヵ月老人の人の負担するのは400円でよかったんです、1ヵ月で。それから入院は1日300円で、これは2ヵ月限り払えばその後はなんぼ入院しても金がかからなかったんです。それがどんどん3回、4回ぐらい解約されて、この2ヵ月の限度というのは、制限外されてしまったんです。入院している間中、入院料負担しなければならないんです。今、入院費は1日700円になっているんです。それから通院費は現在、外来ですと現在1ヵ月1,020円と、この400円であったものが1,020円になって、300円であったものがしかも2ヵ月限度が700円で無制限に払わなければならん、更に平成6年の10月からは600円の入院給食費が取られたんです。これが今年の10月から760円になるんです。こういうふうに医療費、福祉、本来老人福祉のために使われるといていたやつがほとんどここに使われないで、5年間で消費税集めた分の6%、4何%ぐらいしか高齢化社会の福祉のためにこれまで国が出していた、他に上積みして出された消費税の金額の4%ちょっとだった、こういう事なんです。それで、じゃ本当に金がないのか、今一貫して消費税に反対しているのは共産党だけだったんですが、5%引き上げという事を決議したときに賛成した人達が今選挙を前にして3%に据え置くべきだなんていうような事をいいはじめてきているんです。これは、如何に消費税を値上げするということが道理にないということかっていることを表していると思うんです。町長は他の所で色々見てきて高いということを書いてますが、よその町長が見てこられた所の老人福祉というのはもっと日本とは全然違うと思うんです。もう在宅サービスだって、家の中に足の悪い人がき

ちゃんと吊り下がったロープウェイみたいものに乗っていったりなんかして、もう動けるあいだは自分でやれると、在宅で生きていけるんだというそういうきめ細かい施策をやっている訳なんです。全く日本とは問題にならないことをやっている、そういう中でやはりほんとに財源がないのかといったら私は別にところで、あまり長くなりますから言いませんけど、あるんです。ですから、もっとほんとうに無駄なところを削って財源は、町費税分の財源がいくらでも出れるという立場を私達は持ってますし、町長そういう立場でひとつ、鳩山由紀夫新党の鳩山代表も雑誌の座談会で10%ぐらいが必要だということと言っているんですが、このどうも答弁は3%に据え置くべきだと言っているんです。そういう立場からいうと私はこれは潰せると思うので、是非町長もそういう立場に立って欲しいなあとと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

15時40分 野原次長入場

○町長（篠田久雄町長） 私は3%か5%かといわれたら3%がベストに決まっている訳です。今日の新聞にもちよっと出てましたけど、道の消費者協会、それから道の生協連の労働団体の19団体ですか、ここで組織しているこの大型間接税反対のための道民の総会という組織があるんだそうだけれど、そこで消費税がアップか否かといったら当然これは上げるべきでないと、消費税上げるべきじゃないという会議を持っているわけでありまして、ただその消費税を、何も政府に代わってこんなこという必要はないわけ。ただ、5%にするならどういう目的があって、国民が納得するやっぱり内容でなきゃならん訳です。ですから、私は上げることとか反対することとかいう事でなくて、もっと中身が大事だろうと、そういうふうに思っております。特に現状からいったらどういうふうにこの大赤字になっている国の、国はあるでしょう。この今年の年度末にいったら240兆円の赤字、更にまたの地方債入れたらこの国が抱えている借金というのは442兆円といわれて、1人当たりがこの368万円でしょう、いうこの数字はじゃこのままでいいのか、どう財政再建をするのか、財政再建するために規制緩和をして、やはり公務員というのは減らして民間にさせたり、いろんな事でやってかなきゃならないというその自らの努力をしながら減らしていくと、いう事をやらないと今までのように私は公共事業の全部悪いとはいわないけども、このバブル弾けてからの公共事業は70兆円出したと、この内の240兆円の赤字の70兆円というのは景気浮揚、景気浮揚と公共事業出した、これがやっぱり大きかったようではありますが、この辺も色々この中身を検討してかなければならない、本当に十分これが国民の為になったかどうかという点もあるでしょうし、そういう事がやはり行政改革の大事なことだろうと、そういうふうに思っておりますから、やはり私は何も3%でならんとか5%でなきゃならんでなくてそれなりの理由が必要だろうと、そういうふうに思っております。たまたま丁度選挙になったからそういうふうな話になってきましたが、今欧米の話で出ましたが、この福祉で消費税を私は上げているだけでなく、農村のためにもやは

り農村の景観、それから農村は国土保全、また作物なんかの二酸化炭素を吸って酸素を出す、そういう空気を浄化する、そういったものも全部含めて農村に対しては、あそこは水田はないけど日本の場合水田はありますから、水田だったら災害、防災用のダムは7倍のその水田に貯める水があるというぐらゐのそういう国土保全の役割を果たしている訳ですから、そういうために使うべきことではないだろうか、そういうふうに思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再 町長言われたように、例えば公共事業費の内土木事業に出されるのは40兆円といわれている。これは、議長に要請がきている文書で高規格道路やなんかの推進をうたったんですけども、実際にはこの40兆円の土木事業費というのは大企業の大型プロジェクトの費用にどんどんまわされているんです。そこでは大体1割から3割見積り、実際の事業費を割増して1割から3割ぐらいは政治献金に使われるということを堂々といわれているんです。こういうのを1割切っただけでも一応4兆円浮くんです。そういう事を、無駄をきちっとやれば消費税は上げなくてもいいというデータありますので、是非ともその点町長研究して頂きまして選挙の時だけ3%に縮めるべきだなんてさせないで、監視してかなきゃなんと思うので、ひとつこの点も強く町村会長なんかの立場で頑張ってもらいたいと思うんです。これは後で答弁してもらうことにして、次に続けてやります。

米軍基地の問題で、太田知事がどうしてあういうふうになったのか分かりませんが、ちょっと私達からいうと曲がってしまったと思うんです。太田知事があういうふうになっているけれども、基地を抱えている3、4町の首長さんが記者会見して、太田知事がなんといおうと「我々は基地撤去のために頑張る」という記者会見してます。で、太田知事があういうふうになっても、これからは米軍基地の問題は沖縄では大きな戦いになるし、それから日本本土でもどこのいらないと言っているんです。矢臼別では商工会のあういう申し入れがありましたけれども、農村の人達は大変なんです。いってみたら、中学校まで7kmとかといったら、酷いんです、あの転々としか家ありませんから、学校へ行くのに7km、9kmとザラなんです。そこを部活を終わって子供達が1人で家へ帰ったら、アメリカの兵隊が来たらどんなことになるかも分からないと、それから女の人達が米軍基地拒否する会、女の会というのを作ったんですけど、そこにいろんな圧力がきて1回へこたれたんです。で、もう縮まって「もういい、私達は共産党と一緒にやれません」という事になったんですけども、それはやはり駄目だと、子供たちやそれから自分たちも農地で農作業やっていると、女の人が1人で広い畑の中にただ1人ぼつんとして働く事もあると、したらそういう沖縄で起きたような状態が起きないとは限らないということで、また頑張りを始めているんです。そういうふうに来ているので、是非ともこれお道知事さんがどうであろうと町長もやはり、沼田に自衛隊がいるものですから町長の立場なかなか複雑だと思いますけれども、それとは

全く違うので是非ともこの反対の立場を貫いて欲しいのですが、こういふとアメリカと安保条約があるじゃないかと、だから基地があっても仕方がないし、それからアメリカがいなければ日本の安全が守れないというような事を言う人がいるんですけども、実はフィリピンでアメリカの基地を全部撤去したんです。今、5年経っているんです。ところが、フィリピンでなんの不都合も起きないんです。しかも、逆にアメリカとの貿易がずっと増えているんです、基地の跡を整備したりして。日本でも別に、私達はアメリカを敵として言っているんじゃないんです。アメリカの軍事基地がなくなっても、アメリカ、日本は非常に大きなお得意さんですから、対等平等の貿易を出来るわけなんです。そういう点で、あまり日本の経済がどうなるとか、安全がどうなるということは心配しなくてもいいわけです。で、沖縄の人達は人に迷惑のかけることはすべきじゃないという立場なので、本土には移せとは言っていないんです。アメリカに「帰ってくれ」という立場をとっているんです。そういう立場で是非反対の立場に立って欲しいのですが、今国連に加盟している国は185カ国あるんだそうです。その中で非同盟運動をやっている国があるのですが、それはどこの軍事、どこの国とも軍事同盟を持たないという事なんです。そうすれば軍事同盟を持たなければ、そういうブロック、軍事ブロックというのがなくなる訳です。そうすると、紛争というのが起きなくなるだろうと、その為にそういう立場で平和を守ろうということで非同盟運動に加盟しているのは185カ国のうち113カ国なんです。ですから、アメリカともソ連とも、どこの国とも軍事同盟持たないでしっかり独立している国がたくさんあるんです。ただ、宗教問題が絡んでいろんな今紛争起きてますけども、だから何の心配もないという私は思っているんです。ですからひとつ、この物騒な米軍基地の移転には是非反対して頂きたい、こういうふうに考えておりますが如何でしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 私の思想は、私はこう思っておりますが、やっぱり自分の国は自分で守るべきだと、何もアメリカに基地を、米軍の基地が必要だとは思っていないので、やっぱりそれはそれぞれに自衛隊もあるわけですから、そういう考え方でおります。ただ、この矢野別、別海のことについて反対せといわれましても、これはこの前にも発言があったからあの時お道知事としても反対しているからそういう方向になるだろうという事申し上げていたのですけども、やはりその関係する町が、自治体がどう判断するか、沼田から「こうすれ」というのではなくて、やっぱり別海町、あそこの矢野別、それぞれあそこの町のなかで判断してそして道と一緒に行動する、そして更にまた一緒に行動してくれという話があつて町村会として行動するという、そういう手順で、いきなり始めから沼田町長が反対するというものではない、いうふうに思っておりますので、とにかくあそこの町の中も複雑で、酪農家の一部は反対してらっしゃる訳で、橋場さんが反対という、議会で言われるのもごもっともだと

思うし、立場上こういうふうにいわずなきゃならんだろうなと思っておりますけども、一面同情もさせてもらいますけども、あそこの別海町の商工会の中では是非米軍基地を持ってきてくれという、そういう運動もあるわけです。ですから、それは町長にしたら大変な話です。そこへ持っていて、そんなことやめれとわざわざ言いに行く必要もないので、その辺でひとつまたそういう全体間で行動しなきゃならない時には一緒にさせて頂く、いうことに答弁はさせて頂いておきます。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 5番目の住宅問題に移ります。いよいよ完成しまして、既存の道営住宅、公営住宅入居している人達がくじ引きをして、それぞれ当たって引っ越すことになりましたが、この人達の頭痛の種は今度移るところに持っていけないものがたくさんあるんです。それで、一体これどうなるのだろうという事で心配しているので、それをどういうふうに町としては考えているかちょっとお聞かせ頂きたい。

それから私達道営住宅について、ストーブの問題。現在入居している人達は、いってみれば強制的に、強制的といったら奇怪しいよね、もう今のところに居たいと言っても居れなくて向こうへ入らなきゃいけないわけです。それで、ストーブは買え替えなければならないという事で、道に対しては一応補助をなさいと、現在入っている人達の方だけ補助なさいと要求しているのだけでも、そういうストーブの点についてもどんなふうに考えているか。大変なんですよ、例えば風呂に入るのでもボイラーですから、釜じゃないから1回使って冷めてしまったらもう使えないというような非常に無駄なことは都会でもないのにそんな事が起きたり色々あるので、経費がかかるんです。ですから、そういう点でストーブまだ使えるやつを投げてかなければならない人達がいるので、そういう点はどういうふうに考えておられるか、ちょっとお聞かせ頂きたい。

それから、緑町の公営住宅の車庫なんですけど、シャッターがついてないんです、車庫に。あれちょっと相当大変じゃないかと思うんですけども、今後はシャッターを考えていないのかどうか、ちょっとお聞かせ頂きたい。

それから、公営住宅もそれから単身者の住宅も町が管理者なんです。ところが、単身者住宅で廊下や玄関についている電気の関係なんですけど、電気料、北電の仕事なんですけど、北電から委託されて囑託になって電気メーター計っている人達がいるんです。この人達がいくら集めに歩いても人がなかなか居ないんです。これで町としてやっぱり家主でありますから、それらの電気料もどうするかということをきちっと考えてやるべきじゃないかと思うんですけど、そういう点についてどのように考えておられるかひとつお願いします。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 只今のご質問ですけど、住宅の関係につきましては町としてはまず建設課で住宅の建設関係、施設関係含めて、こういった維持関係については財政課ということでそれぞれ二手に分かれてやっておりますので、まず維持管理の関係でご説明申し上げます。まず粗大ゴミの処分の関係でございますが、本町では大型ゴミの回収につきましては春6月と秋の10月に、年2回衛生組合の協力によって行っております。この時期以外においては、個人において直接処理場へ持っていくということになっておりますが、この際その入居替えのことでございますけど、入居開始が今10月中旬頃予定ということで町長の行政報告にもございましたが、このゴミの処分につきましては今確かに困っていると思いますので、これからその入居者の説明会がまたありますので、その時にその入居者の方々とまた個別に具体的にどのようなものかということ聞きながら対処していきたいということで、今この場でどうのこうのということはまだ申し上げられませんので、その時また町としてのなるべく入居者のためになるような方向で対処していきたいと、このように考えております。

それから単身者住宅の共同部分の電気料の取扱いでございますが、これにつきましては橋場さん言われましたとおりそれぞれの個人は個人個人が負担し、更にその廊下、階段部分については共用分として入居者、スコーレビレッジですから1棟8戸の方々がそれぞれ負担するという事で、この入居時の説明会においても町の方から入る方々については、これはそれぞれ皆さん方が共同で負担するものですよということ説明致しました。それで、どういような払い方になっているかという、それぞれ毎月、それぞれ多少は違ってもその8人の方々が1カ月分ずつ、自分がその月分皆さんの分をまとめて持ち回りというか、結局8カ月に1回自分が払うと、多少月で冬期間ですとか、夏の間の多少の前後はありましてもそういうことでお互い住んでいる人がたが決められたことなので、町としてはそういう人がたにお願いしているものですから、個々の人かたが払っていると思っておりましてけども、今そういうような話でございますから、恐らく単身者ですから朝早い人がいたり、それから夜遅く帰ってきたりして恐らくその徴収が確かその徴収する人に迷惑が掛かっているかと思っておりますので、その件につきましてはまたその住宅の管理人さんがおりますので、またこちらからそういう話をまた個別に承ってその話をして、そういう異論のないようにしていきたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 続きまして、私の方から緑町の公営住宅の車庫のシャッターの問題でございますけれども、当時建て替えのなかで色々この車庫についても検討はされまして、シャッター付きのものがいいのか、或いはカーポート式の方がいいのかという事で検討がなされました。美的というか、景観の問題、或いはシャッターの破損ですとか、それから逆にシャッターを閉めてしまいますと物置替わりに中が煩雑になるじゃないかとか、いろんな予想されまして現在は橋場議員ご覧のとおりカーポ

ート式の形式でシャッターはございません。今年出来て使って頂くわけですが、冬等の吹き込みの関係がかなり心配されるんじゃないかということは思われます。使っていただきまして、どうしても雪が吹き込んで車庫の役がしないような状況がもし起きたとすれば、その時また理事者と十分協議致しまして検討させて頂きたいと思います。宜しくお願い致します。

それとストーブの件でございますけれども、入居の説明会の段階で公営住宅の方々からストーブは置いていかなきゃならないと、現在ポット式といいますか、煙突のついたやつを使っている方がかなりおられまして、そういう話も私達承っております。それであれば町の方でストーブを斡旋して頂けないかと、安いもので使いやすいものを斡旋してくれというお話ございました。それで既に建設課の方で文章をそれぞれ皆さんにお配り、発送致しまして、希望者の取りまとめを今現在しているところでございます。極力お年寄りの方もおりますので、安くて使いやすい、あとアフターの出来るようなFFのストーブを斡旋して参りたいというふうに考えておりますので、どうかご理解お願い致したいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再ー ゴミの問題ですけれども、ちょっと公の議事録に載せられないらしいんです、内容のいうのは。それは分かりましたので、ただこれだけはっきりして欲しいんです。説明会の中でもやるけれども、町が全部責任を持つと、心配しないで下さいという立場を取れるのかどうか。いや、やっぱりこういったけど、陰の方で言ってもらったような事はやっぱり出来ないわと、自分で処理ということになったら大変なので、その点町で責任を持つということが出来るのかどうか、ちょっとそれを聞かせ頂きたいと思います。

それから、単身者住宅ばかりでじゃなくて全部廊下や何かの電気料というの、メーターが別にあるわけでしょう。そうすると、北電と交渉してそのメーター数によって払うのではなくて、定額で、損する場合もあるかもしれないんです、定額でということにしてもらえばその分は入った人になんぼと分けれる訳です。入る時に「電気料、家賃の上にこんだけ定額の電気料もらいますよ」と、いうことになればいいんじゃないかと思うんです。そういう点は出来ないのかどうか、ちょっとお聞かせ頂きたい。それひとつ聞いて欲しいんです。

それから、入居者募集のちょっと書き方なんですけど、2種の対象になる人は月額 115,000円収入ですと、こういう書き方しているんです。これ一般の人分からないんです。とても 115,000円で4人家族なんかとっても生活していけないんです。そしたら、これでいうと 1,300,000円なんです、年間の収入。これから逆算していくと、12かけると 1,300,000円。ところが中身は全然違うんです。ですからこれは書かないようにして、課税所得から入居者1人に対して35万円ずつ控除があると、それから60何歳以上の人はこういう特別控除があると、～の人は特別控除があると、それから65歳以上の老

年齢金をもらっている人は年金だと 140万円以下の人は入居料いらない、収入がなしなんですよということをいっぱいあるわけなんです。そうすると、それ全部書くという訳にはいかないんで、金額を入れないでやらないと非常に「あれ」と思ってせつかく入りたいと思ってもこれじゃ俺は駄目だということなんじゃないかと思うので、その辺り検討していただきたいなあと思っております。

16時05分 杉本議員退場

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 1点目のその粗大ゴミの処分については、詳しくは担当の方から私どもまだ聞いてませんので、恐らく課長の方も私も聞いてませんし、町長も聞いてませんのでここで答弁は出来ないと思いますので、後程十分協議をさせていただきます。

それから共通部分についての経費につきまして、電気料につきましては、あの自衛隊の宿舎ですとかいろんなところでは特別会計みたいなものを作ってやっている例がありますので、入居時にそういう説明をして指導をしてやれば、今議員さんが言われたような方法で処理できると思いますので、それを十分そういう対応をさせていただきたいと思います。

それから収入基準につきましては、確かに私もお知らせ版私も見まして、これじゃ申し込む人が分からないのではないかなという気が致しました。これも十分改善させていただきます。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再々 助役、その後で検討するなんて困るんです。全然、一般のゴミ収集には間に合いませんから、出来ないんですから。どこに置いておくの、それは中身分かってますからひとつ町できちっと責任持ちますということでもらわないと本当は困るんです。それはそういうことになると思うので。

それで次6番目なんですが、実はこう在宅老人のホームヘルパーさんがやってくれているんですけど、これ土、日になるとヘルパーさん休むんです。ところが、やはり日曜日に来てほしい人がいるのでないかと思うんです。そうすると、この間健康まつりの講演の時には、ホームヘルパーさんというのはこれから寝ようかなと、飯を食べて昼寝しようかなという時に来て、本当に腹立つというようなこと話していたんですけど、それは抜きにしまして、だから飯を食べる時にこう来てもらいたいとかいろんな事ありますけども、取り敢えずはやはり人によっては土、日も行って在宅して、サービスしなきゃならんという人がこういると思うんです。そういう人に対する対策をひとつ考えて頂きたいんですけども、町長の見解をお聞かせ頂きたいと。

それから次のやつ簡単な問題でやります。河川敷のとこのパークゴルフ場も私行って見たけど、それは今後広げていける、何年後になるんですけども、あそこただひとつあれなんです。河川敷の所と

いうとゴルフ場の案内板が一つしかないんです。どこへどういったらいいかわからないような状況なので、あれはひとつ設備して欲しいと思うんです。私が聞きたいのは、幌新のパークゴルフ場に行ってみましたら温泉の、非常に狭いんですよ。「これがパークゴルフ場かな」と思ってがっかりしてしまったんですけど。ゴルフ場でパークゴルフやるのに深川だとか、雨竜に行っている人が結構いるんだそうです。他からもしパークゴルフ場があれば、あそこへ来て温泉に入りながらやるという人が増えるだろうという意見があるんです。ただ、いろんなこう事があるようですから大変だろうけれども、やはりあそこはきちっと18ホールの、将来作るべきじゃないかと思うのですが、町長の考えをお聞かせ頂きたいと思います。

16時10分 大沼議員退場

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） まず6番目の問題でありますけども、なかなか今すぐは休日の在宅サービスというのは、やはり雇用の関係で非常に難しい、色々社会福祉協議会に委託をしておりますから、この辺はこれからの協議をして参りたいと思っております。何れ更に進む、高齢化が進んで参りますから、こういう土、日もまたこの在宅サービスをしなきゃならん方向になるんだらうとそういうふうに思っておりますけど、今はまだその体制でないわけですから十分将来協議会と検討して参りたいと思っております。

それからパークゴルフ場、幌新温泉でありますけども、当初からあそこに何とかそのミニゴルフ場でもなんて思っていた訳ですがはたるの里造りまして、なかなか今の場所だけではどうしても18ホール無理だろうと、だから道路を越えてどう出来るのか、また土地の用地の取得をどう出来るか、それ等を検討しながら考えていきたいと、こう思っております。

16時11分 大沼議員入場

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再 在宅サービスについて、社会福祉協議会で協議してもらっているんですけども、財源を出すのは町長なんで町長が将来そういう事を考えて欲しいと、検討して欲しいという事で、金は町長が出すという立場をとってもらわないと向こうでは出来ないんで、その辺りはっきりさせてほしいと思うんですが。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 社会福祉協議会という事ではありますが、元々は寄付を頂いたり、また後は町の一般財源から出している点もあります。それで、将来に渡って検討して参りたいとこう思っております。

○議長（吉尾政春議長） 以上で、町長に対しての一般質問を終わります。

次に教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。13番、室田議員、奨学資金問題についてを質問して下さい。

○13番（室田議員） 13番、室田でございます。それでは奨学資金問題につきまして、沼田町奨学資金貸付基金の運用についてご質問致します。この奨学資金につきましては、昭和31年から運用がされておりまして、それぞれ苦学生に対する学費の一部貸付ということで、内容等につきましても無利子、また卒業後8年間で償還するという事で、特に家庭にみますと非常に有利な資金でないかと考えております。それで、過去10年間程の実績を調べてみますと、高校生で歳によって差がありますが2人程度、大学生等につきましては5人から8人程度ということで、平成8年度の実績をみますと現在のところ高校生1人、大学等が3名ということで貸付が開始されております。そういった中で4点につきましてご質問致したいと考えております。

まず1点目は、貸付金の積み増しについてでございますけれども、この基金運用の中で実は貸付金残高が、基金がですねここ3年程みえておりますと800万円台から600万円台ということで、非常にこの基金そのものの自体が減ってきております。こういった中で、年々減少するなかで寄付金、または一般財源の中から補填をされている訳でございますけど、将来運用に向けて条例の一部改正を含めたなかでこの基金の積み増しが出来ないのかどうか、まず1点お聞かせ願いたいと思います。

第2点目が、貸付金の増額でございますけど、これ昭和55年には高校生5千円、大学等が2万円ということで、その後平成4年に現在の7千円、そして2万5千円に改正されております。しかしながら、この数年の高校生、また中学生、高校生の進学率等の向上の中で、非常に進学希望が多くなったということで、それとともに授業料、生活費の値上げがなされております。こういった中で、この7千円、2万5千円をそろそろ見直す時期にきているんじゃないかと思っておりますので、どういう考えでおられるかお聞きしたいと考えております。

それと、次に基金利用の啓蒙についてでございますけれども、現状では広報ぬまたによる取りまとめが主体となっておりますけど、かなり町民の中でもこの基金があるという現状を知らない方が非常にいるわけございまして、そういった面から今後は学校、また父母を通じて広報活動をする必要があるんじゃないかと考えております。特に他のこういう資金につきましては、例えば金融公庫、また郵便局、銀行等が直接対象家庭に封書等で利用の啓蒙を図っているところでございますので、この啓蒙に当たっては今後違う方向でご検討願いたいと考えております。

次に最後になりますけど、町内就業者に対する特例でございますけど、現状の中では町内就職者に対する、特に減免措置がないわけでございますけど、今後何らかの形で町内に就職、または就業された方

に対する特例措置を設けてもいいでないかと考えております。この4点についてご質問致します。

16時14分 吉田俊一議員退場

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

16時17分 吉田俊一議員入場、山田議員、総務課長退場

16時18分 山田議員、総務課長入場

○教育長（久本博美教育長） 私の方からご答弁させていただきますが、議員お調べのとおり私の申し上げたい事もお調べ頂いておりますので、重複は避けたいと思いますが、昭和39年に条例を制定致しまして現在まで運用しているわけでございますけども、私もお質問の通告がきてから調べてみますと、現在まで貸付実績が高校生は21名、大学生57名、合計78名の方々、現在も貸している方も含めましてそういう形になってございまして、大変ご利用頂いているという考え方でございます。それから先程お話ありました、基金が800万というようなご質問でございましたけども、実は今おっしゃった、議員貸付可能額を言われたのかというふうに思いますので、現在基金は1,860万程総額で持っておりますので、貸しておりますから返済の云々で返ってくるまで期間がありますので、先程議員おっしゃられた平成8年度で申し上げれば貸付可能額が880万程度になるかと、そしてどんどん、だんだん償還金額や利子や何にか含めて貸し付けていますから少しずつ下がって参りますけども、~~~~に1年間、今年みたい、平均の貸し方をしますと年間300万程度の金が必要だというご理解を頂きたい、それは高校生1名、大学生2名が平均とみましてこんな考え方で300万近い金がかかるんだというふうにご理解頂きますと、私も将来に向けてこの1,860万の基金がどういふふうになっていくだろうということを先程の標準の貸付、高校1名、大学2名のものの考え方でやって参りますと、一時少し足りなくなるかと思ひながらも300万で将来とも続けられれば今の1,800万が続いていけるだろうと、ただ9月と3月に償還をさせますので半年賦ですから、返還がありますから、一時足りないときは平成14年に出て参りますけどもこれをつなげば、つなぐというのは来年の3月まで一時一般会計なりどこかから繰り出しておけば300万はつながっていくということで、平成14年にそういう問題が何ヵ月間かおきますけれども、ただ300万を将来固定しますとこれは将来とも続くんだというふうな考え方をしております。ただ、次の質問の中に貸付金の増額云々というようなことが出ておりますので、この事がいかにどうかは分かりませんが、今仮定の中ではそういうふうに推移するだろうというふうに考えてございます。それで、私も北空知でこういう制度を持っております市町村の奨学金の額を調査させて頂きまして、沼田がどういう位置にあるのかというような参考でございますけれども、搔摘んで申し上げますと高校と大学に分けますけども、深川市は高校が8,500円、大学21,000円でございます。北竜町は高校10,000円の大学25,000円、妹背牛9,000円の22,000円、幌加内10,000円の30,000円、沼田ご承知のとおり7,000円と25,000円、秩父と雨

竜にはこの制度はございません。そんな中身になっておりまして、何を申し上げたいかと申しますと、今現在札幌にいる大学生、東京にいる大学生、それぞれの月のかかる費用は違うと思いますが、総称して各町村と比較した中で申し上げますと現状では妥当な線かというふうに考えてございます。参考に日本育英会、これは成績優秀な方が借りるんだそうですけども、これにつきましては高校は14,000円、大学38,000円という例が出てございます。そんな事で貸付金の増額につきましては現状、このような形でいきたいというような事で大きな事があれば別ですけども、考え方としては今の基金の中で運用していきたいという考え方を持っております。

それから基金の利用啓蒙でございますけども、確かにお知らせ版、広報ぬまた等でお知らせはしておりますけども、ただその他に担当の方に私も聞くのを忘れておりまして確認しましたら、沼田中学校の3年生とそれから高校3年の沼田出身の通学している学校に対しては3学期に個人ごとにその資料を持たせて家に帰しているそうなんですけど、その事が親に伝わっていないことはあるかも知れませんが、この辺を徹底させて頂きたいと。先程議員もそのようにせよという事でございますので、その辺が親の手元に渡るように、更には広報等でもより目に触れる形で、読んで頂く形で啓蒙に致したいというふうに考えてございます。それから、過去に私も聞いたことがありますけれども、最後の問題でございますけども、農業の関係で深川の拓大に通ってた時に云々という制度が、返さなくてもいいですよという制度があったような事を記憶している事もあるんですけど、それは沼田町でなくて確か他の町だったと思いますけども、そんな制度が確かにあったと思いますけれども、現在、先程と同じように調べたみますと北空知管内ではそのことは今現在はありません。しかしながら、幌加内だけが農業後継者に限り免除の規定がいまだ残っておりまして、聞きますと該当している人はいないんだそうですけども、規定はあるというような答えが返っておりますけども、ただ考え方として議員のおっしゃる事も分からない訳でありませんが、町内の定住とかいろいろな事ありますけどもそれはそれとしまして免除の規定は考えておられないような状態でございます。以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 13番。

○13番（室田議員） 一再ー 今それぞれ説明頂いた訳ですけど、まず基金の利用啓蒙の関係ですけど、3年生の学生に渡してあるということなんですけど、実際その親は知っているかというところ知らない訳で、その辺は親子の関係だと思っておりますけど、もう少し封書が何かでその啓蒙活動する必要があると思っております。

それともう1点は、その町内就職者に対する特例の関係ですけど、これ各町村のやつ見ましても特に特例はございませんけど、沼田町独自の特例というのもひとつ作る必要があるのではと思いますし、特に今日的にかなりUターンして帰ってくる子供たちも増えておりますので、そういった面ではこの資金

が特典があるという事で一つのPRにもなるのではないかと思いますけど、如何でしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） 先程の啓蒙の仕方につきましては、先程申し上げましたとおり良く検討して、親御さんも理解出来るような、必ず届くような方法を検討して参りたいと思います。

それと今の償還金を免除するという形ですけれども、貸付金が利息を無利子にしておりますので、そのような事で、必ずしも沼田に残って、いろんな職種で残れるかもしれませんが、じゃ何年残ったらいいんだとかいろんな問題絡んできたりしますので、無利子で貸すという事がかなりの恩典じゃないかというような事でご理解を頂きたいのと、当分私どもとしては免除という規定については今現在考えていないということは再度申し上げてご理解頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 7番、森井議員の食中毒問題。

○7番（森井議員） 7番、森井です。先程と同じ質問なんですけども、学校給食関係で全く同じようなこともいえると思います。それで、先程と重複しないように特別学校給食に対して特段処置、指導、または検査、食材等の検査等はどうなっているのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） 細かく申し上げる部分が切りなくあるんですが、議員も新聞等でご承知だと思いますので掻摘んで申し上げたいと思いますけど、行政報告でタイトルだけ申し上げた中身で申し訳ありませんでしたけども、実際には文部省でチェックリストを作りまして、これは給食を料理する為のチェックリストなんですけども「こういう事気をつけなさい」と、80ぐらいに分かれておりますけども、チェックが従来よりもチェックするものが多くなりまして倍以上のチェック分野になりましたけども、これを今完全にやってございますし、従来と変わったとこだけ申し上げますと、検便等につきましても月1回から月2回というような考え方、それから今までも注意はしておりましたけども、当然区分して料理を作る区域を決めて、こっちからこっちは気をつけるとか、特に気をつけようとか、そういうような区分をさせて頂いております。それ以外の消毒だとかそういうものは当然でございますけども、従来より気をつけているんだということをご理解頂いた方がいいと思うんですけど、実際にやってますのでそれを更に気をつけた中身でまな板の消毒だとか、手を洗うだとか、ザル等はお湯で通せというような、従来もやっておりますけどもより安全に時間をかけてというような言い方は分かりませんが、慎重にやっていくんだという中身になってございます。献立につきましてはご承知のとおり、生野菜を遠慮させて頂いております、加熱処理をしていると、この加熱処理が大変な苦勞がありまして、栄養的にも随分下がるというようなこともありまして、その辺の補填をどうするんだというような問題も色々ありますけども、現在子供たちに理解頂まして何とか口に、嫌いなわけじゃありませんけども

従来と違った形の食べ方というか、食材を口に入れているというようなことでご理解を頂いた中でやってございます。それから先程半田課長からも話ありましたが、保存食保存期間が2週間というような事、更にはマイナス20度で保存しなさいというようなこと等もございまして、センターの方では冷凍庫を改めて購入致しまして、1台多く致しましてそういう事をやっている中身になってございます。それから、食材の仕入れにあたりましては栄養士がやっているわけでございますけれども、従来当然先程民生課長が申し上げたようなことで当然入れておりますけど、ただその他にもメーカーから試験成績証明書というものを取りまして、検査がとおりましてO-157とかそういうものにつきましてはございませんというような、この成績証明書を付けまして確認をして物を入れているという中身になってございます。そんな事で、いろんな事で幸いして出たら大変ですけども、今現在このようなやり方の中でより気をつけながら慎重に調理をしているわけでございますけれども、そんな状況であえていけば従来もやっておりましたけども、より慎重にやらせて頂いているという形を申し上げて答弁させて頂きたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 7番。

○7番（森井議員） 一再 先程来から十分な衛生管理、その他食材の納入云々ということでご答弁がありましたけども、実際問題として農水省辺りも野菜の安全性宣言云々ということでかなり出ている訳ですけども、一体いつごろまでこの生野菜を食材に出でこれるのかという予想、もしあれば、この辺は子供の体づくりに非常に大切な面と思いますので、いつまでそういった状態が続けられるんだろうかという問題もございます。誠心誠意やっても目に見えないものですから、これでいいということないと思っておりますけども、最後にその件だけひとつ宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） いつごろということ私も申し上げられないんですけど、ただO-157、食中毒の、一般にいう食中毒につきましては時期が、温度が低くなれば出てきませんので、そのことは分かるんですが、O-157につきましてはやはりその筋から解除命令、「大丈夫ですよ」ということが連絡あるまでは私どもも慎重を期して参りたいと思っておりますので、今いつごろというのは私素人のもんですから言えないんですけども、早くその解除命令が出ることを期待してその時期に併せてやりたいというふうに考えてございます。

○議長（吉尾政春議長） 2番、橋場議員、食中毒問題について。

○2番（橋場議員） 農産物の輸入自由化という問題は、この農業だけではなくて国民の生命、安全にかかわる本当に内容がたくさんあるんです。ここのちょっと資料をしますと、食品の在留農薬の基準というのが日本では非常に厳しかったんです。それが、農産物の輸入自由化によって所謂WTO協定によ

って、外国の基準に日本の基準をあわせなきゃならなくなっているんです、法改正されて。こういうふうにして、輸入自由化という単に日本農業が潰れるだけでなく、国民の生命、安全にかかわる重要な問題がたくさんあるんです。輸入食品がどんどん増えているのに、例えば94年のこの資料によりますと、輸入届け入れの件数が96万3千件だそうです。それから、その重量にして3059万tと、その輸入食品を衛生監視する人はたった 205人だというんです。だから国の基準に、あと出来ない、手の回らない所は輸入業者の自主検査に任せているというんだそうです。O-157の時、かわれ大根なんて言ったけどそんなところでなくて、実際に輸入食品の中何も検査出来ないような問題たくさんあるんです。そういうところが一つも新聞に問題にされなかったというのが、マスコミの重要な責任だと私は思うんです。それで、今度の病原性大腸菌のこの被害を大きくしたのはやはり学校給食のセンター方式なんです。ここでやると何百食も作らなきゃならんから、野菜でも何でもそのまま学校に配達出来るような物を、出来た物、くるんです。そうしたら、野菜その物には中には病原菌入らないわけで、葉っぱにくっついたやつがずっと表面で広がるわけですから、本当はそれを例えば学校単位で給食やっていたら地元の農産物を使えばその場で洗うんです。そうすれば病原菌ついていても流れるわけです。少しぐらいついていても広がらないわけです。そういう事がやはり安上りの行政ということで行革でもってみんな各学校単位で給食やっていたものが、どんどんセンター方式にされたということがやはり被害を大きくしたのではないかと私は思うんです。それでちょっと見ましたら、東京都の日野市では学校単位で全部給食やっているんだそうです。そうすると、その学校で今日出した物がどんだけ残ったかすぐ分かるんです。したら、生徒の好み、好みに合わしたらまずいんですけども、それはどこのが何故残したのかということをしすぐ検討出来るというんです。したら、生徒に自分たちが作った給食がどんな態度で取られているかということで分かるということで、非常にセンター方式からやっぱり学校給食というのは各、金がかかりますよ、しかし国民の生命やいろんな事に関わる問題ですから、これは将来学校単位の給食に切り換えるべきではないかと、いますぐは出来ないけれども考え方としては教育長の考え方をお聞かせ頂きたい。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） 議員、万が一の時の考え方で、O-157が出たときの～と確かに自己方式というのは人数も少ないですから、確かに被害も少ないという事は私も理解致します。現在、議員詳しいですからあれですけど、学校給食によってやっているんですが、3つの方式で今現在やられていると思うんです。一つは、内賄い自己方式、今おっしゃられていました、それから私どもがやっているセンター方式、更には特殊ですけど親子方式という、2校分を一緒にやるというようなことで親子方式をやっているところもありますけど、センター方式がほとんど70%云々というようなことになってござ

います。ただ、議員もお詳しいですからあれなんですけど、私ども昭和42年に今のセンターを作る形を取ったわけでございますけども、それなりの理由がありましたしそれぞれの関係する、当時4町の町長さん方がお集まりになりまして、給食もやってない学校もたくさんありましたから、当然そういうものの解消と色々最善の方法が今のセンター方式に落ちついたんだと思いますし、私もそれを引き継いで現在3町でやっているわけですけども、たまたま議員おっしゃられたような事で被害の程度、それから顔の見える給食、いろんな事と比較しますとメリット、デメリットは確かにありますし、内賄いですと量が少ないですから高くなるという問題もあります。色々な問題はあるんですけども、しかし現状3町が一番いい形でやってきたと思いますし、その事も理解をされて私ども今後そのような形で今後とも進めて参りたい、ただこれが各町新しくセンターを作るというのはまた投資だとかいろんな問題が起きます。そんな事で私個人と致しましては、このセンター方式をいろんな意味でご意見あるようなことに気をつけながら、この方式を守って参りたい。ただ、おっしゃられたとおりメリット、デメリットの方は十分承知しているつもりでございますので、それを少なくとも最小限に抑えるような努力をしながらこの方式でやらせて頂きたいというふうに考えてございますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 以上で、教育長に対する一般質問を終わります。

これをもちまして、本日の日程を終了致します。本日はこれで散会致します。尚、明日は午前中休会とし、午後1時30分全員協議会を開催し、2時頃開会したいと思いますので、宜しく願いを致します。ご苦労様でした。

16時38分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに証明する。

議 長

署名議員

署名議員